

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成31年3月5日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから平成31年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、11番、寺崎敏子議員から、療養のため本定例会3月会議を欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、平成30年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果報告について、町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から、平成30年11月分から平成31年1月分までの現金出納検査の結果について及び平成30年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、報告事項について、お手元に配付したとおりですのでご了承願います。

次に、2月22日に開催されました岩手県町村監査委員協議会定期総会におきまして、岩手県町村監査委員協議会表彰が行われ、監査委員在職6年以上で功労のあった者として、佐々木雄一議員が受賞されましたので、報告いたします。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案については、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきますが、諸報告の80ページをお開きいただきたいというふうに思います。

12月14日になります。ライスアート in ひらいずみの10周年の記念の式典が開催されております。

同じく14日になりますが、年末年始における特別警戒活動合同出動式が一関警察署で行われております。

1月7日になります。新年交賀会が開催されております。

そして翌日8日になりますが、中尊寺での金杯披きが開催されております。

そして、次のページになりますが、1月9日になります。県南和牛子牛市場購買者懇談会が行われ、そして1日から初せりが行われたところであります。

1月12日になります。ひらいずみ女性の集いが開催されております。

そして1月19日になりますが、東稲山麓地域世界農業遺産シンポジウムを開催したところであります。

1月20日、毛越寺常行堂の二十日夜祭が開催されております。

1月21日になります。平泉町総合教育会議を開催しております。

1月22日になりますが、県政に関する県と市町村との意見交換会が開催されております。

1月27日になります。文化財防火訓練・出初式が開催されております。

2月2日になりますが、中尊寺大節分会が開催されています。

次のページになりますが、2月7日になります。企業ネットワークいわて in 名古屋が開催されております。

2月10日、山岸中山間協議会との意見交換を開催いたしましたところであります。山岸は5区でございます。

2月11日になります。建国記念の日奉祝行事が開催され、参加させていただいたところであります。

2月17日になります。生涯学習町民のつどいが開催されております。

2月22日、若者会議を開催いたしましたところであります。

2月26日、岩手日日文化賞贈呈式が開催され、民謡歌手であります当町の佐々木利男様が受賞をしております。

2月27日になります。JICAスリランカ青年研修員が表敬訪問していただいております。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、高橋拓生議員及び3番、阿部圭二議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月14日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から3月14日までの10日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、平成31年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

平成31年平泉町議会定例会3月会議の開催に当たりまして、平成31年度の町政運営の基本方針及び主要な施策について、所信の一端を申し上げます。

平成30年度の我が国の経済を見ますと、穏やかな回復基調が続いております。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で、設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあります。

しかしながら、世界経済はアメリカによる保護主義的な政策、イギリスが離脱を表明したユーロ圏、中国経済の失速などによって、非常に不安定な状況になってきております。

このような状況のもと、平泉町は、議会とともに両輪となって、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

平成31年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は70億2,709万円余、対前年度比2.5%増となっています。このうち一般会計予算においては、対前年度比4.4%増の50億2,700万円となりました。

歳入面では、町税、国庫支出金、県支出金が増となる一方、幼児教育無償化に伴い分担金及び負担金が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して、必要な財源を確保したところであります。

歳出面では、社会教育施設整備事業、スマートインターチェンジ整備事業や3路線の町道整備事業を行うほか、引き続き東北観光復興対策交付金事業、産業振興、雇用対策、防災対策に取り組みます。

また、各種予防接種・検診にあわせて、町単独医療費助成事業を継続するなど、子育てに優しい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計では、国民健康保険特別会計において、保険給付費の減額等に伴い、対前年度比3.9%減の7億7,120万円余、水道事業会計については、3条予算で対前年度比0.5%減の2億8,663万円余、4条予算では水道監視システム更新等に伴い、対前年度比5.0%増の3億4,745万円余といたしました。

限られた予算ではありますが、町の将来像「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」の実現に向け、新平泉町総合計画に基づき、事業の重点化を図り、予算編成に配意したところであります。

平成31年度は、新平泉町総合計画後期基本計画の4年目に当たります。今後2年間、目標達成に全力を挙げる所存であります。

重点的に行う施策。

次に、平成31年度の基本施策において、重点的に行う施策について申し述べます。

町民総参加のまちづくりの推進。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるように、全行政区を回っての地域懇談会や若者会議の開催、さらにさまざまな機会を捉えて丁寧に説明を行い、町民との直接対話によるまちづくりを推し進め、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

まちづくりの重要な担い手となる町民団体やボランティア団体等の自主的な活動につきましては、引き続きまちづくり交付金によって支援を図ってまいります。

地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、普及啓発に努め、町民や事業者の方々の理解を促し、各種講座の開催や女性のための相談事業、さらには活動団体への支援等を積極的に実施し、平泉町男女共同参画プランの実現に向けて取り組んでまいります。

次期総合計画の策定。

次期総合計画につきましては、平成33年度から10年間の基本構想と5年間の前期基本計画につ

いて、2年間をかけて策定しますが、平成31年度は町民アンケート等を実施し、できるだけ多くの町民からの意見を集約してまいります。

スマートインターチェンジの整備。

平泉スマートインターチェンジの整備につきましては、観光客のアクセス向上が図られる一方、高田前工業団地から高速道路へのアクセス距離を短縮し、企業誘致を推進するものであることから、関係機関と連携し、早期完成に努めてまいります。

企業誘致。

企業誘致につきましては、経済波及効果や雇用創出力の高い製造業を中心とし、さらに新たな雇用の創出や地元企業の受注増等、地域経済への波及効果を最大限に生かすため、平泉スマートインターチェンジの整備による立地の優位性をアピールしながら積極的に取り組んでまいります。

社会教育施設の整備。

社会教育施設の整備につきましては、事業内容を精査し、募集要項等の作成を進め、設計や建設等を行う参画事業者を募る準備をしてきましたが、平成31年度は参画事業者の募集と決定、用地取得と発掘調査を行ってまいります。

道の駅。

道の駅平泉につきましては、開業3年目を迎えるに当たり、レストランのメニューを一新し、産直コーナーの充実を図るなど、経営の安定化に向けて努力してきましたが、平成31年度は、地域農業者や商工業者等による出荷者の支援を積極的に行い、町内産物の増産に取り組み、その経済効果を町全体に広げるように努めてまいります。

若者の定住化。

若者の定住化につきましては、高校を卒業し地元就職した際には返還不要な奨学金制度の創設や、企業誘致や起業家支援を推進し、あわせて遊休町有地の宅地分譲化や、子育て世代が必要としている公園を検討するなどして、働く場と居住環境を整え、積極的に進めてまいります。

子育て支援と医療・福祉の充実。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を継続して実施するとともに、少子化対策として安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置に向け、母子保健・子育て支援の連携を図ってまいります。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制ができるよう、産後ケアの充実、乳児訪問、予防接種、各種子育てに関する教室等を継続してまいります。

さらに、不妊治療助成制度につきましては、より一層周知に努めてまいります。

乳幼児期における発達支援につきましては、各関係機関とのネットワークを構築しながら、支援体制と各種教室の充実を図るとともに、就学前の子供を対象とした相談体制や保護者支援の強化に取り組んでまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた保育サービスを提供するとともに、支援を要する児童に対しては、多様化する利用者ニーズに応じた保育の充実を図り、在宅の子育て家庭に対しては、子育て支援センターやアピユイにおける親子向け行事の提供

や一時預かり事業等により、支援してまいります。

保育料につきましては、多子世帯やひとり親家庭の保育料軽減を継続するなど、保護者負担の軽減を図ってまいります。

放課後児童健全育成につきましては、平泉地区、長島地区それぞれの児童クラブにおいて、学校、地域と連携しながら運営するとともに、児童クラブの運営環境の整備を図りながら、放課後の児童の安全・安心な生活を支えてまいります。

医療費助成につきましては、平成29年8月から18歳までの医療費が完全無料化となっておりますが、今後も児童生徒の健康の確保と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保健・医療の充実につきましては、健康ひらいずみ21に基づいた各種健診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を図り、また、受診・受講した方にポイントを付与する健幸ポイント制度の導入により受診率等を上げ、平成31年度の重要領域を循環器疾患及びこころの健康と定め、より具体的に取り組みを行ってまいります。

がんにつきましては、疾病の早期発見・早期治療のため、検診受診を勧めるとともに、検診未受診者への再勧奨や精密検査受診勧奨を行ってまいります。また、新たに20歳から60歳までの5歳刻みの方を節目対象者として、個人負担金を無料とすることにより、がん検診受診率の向上を図ってまいります。

こころの健康につきましては、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談会の開催など、各関係機関の協力、連携を行いながら、誰も自死に追い込まれることのない平泉を目指してまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力をいただきながら、在宅当番医制事業、小児・成人夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療体制の充実を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度より都道府県が国保財政の中心的な役割を担う新しい制度が始まったことから、さらに一層、県との連携を深め、適切な運営を推進してまいります。

また、第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査など、実施計画に基づき、特定健康診査等の多様な受診機会の提供による、受診率の向上及び保健事業の効果的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、介護保険制度の改正に伴い、介護予防・生活支援サービス事業、いわゆる新しい総合事業に取り組んでまいります。この新しい総合事業とは、地域づくり活動の中に高齢者に対する支援を組み込むものであることから、平泉いきいき百歳体操の推進とともに、高齢者の多様なニーズに対応するための生活支援体制づくりを進めてまいります。

また、高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、一関地区広域行政組合及び高齢者総合相談センターひらいずみ等と連携し、第7期高齢者福祉計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を引き続き図ってまいります。

さらに、在宅介護支援につきましては、家族介護手当、タクシー料金の助成、住宅改修補助等を引き続き実施し、住宅での暮らしを支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方がみずからの力でその人らしく暮らしていけるよう、第3期障がい者福祉計画に基づき、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保等、地域生活を支援する相談体制について、一関市と共同設置している一関地区障害者地域自立支援協議会との連携により推進してまいります。さらに、障害者差別解消法についても普及啓発を行い、障がいのある方もない方も互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

地域福祉の充実につきましては、行政区において、民生委員をはじめ各団体の協力のもと、さまざまな自主的活動等が取り組まれていることから、地域での見守りやつながりを支援し、地域福祉活動への参画を促進するなど、地域福祉の推進に努めてまいります。

環境保全。

自然環境の保全につきましては、地域における環境保全活動との連携、環境保全に関する広報・啓発活動や、希少な動植物や外来種の実態把握を行うなど、環境意識の向上を図り、また、一般家庭における太陽光発電システム及び住宅用高効率給湯器の設置に対する補助を引き続き実施し、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化を推進してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、ごみの分別収集の徹底と減量化を進め、不法投棄の監視強化等、一関地区広域行政組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

放射線対策につきましては、毎月の定点調査をはじめ、行政区別調査、一般宅地のホットスポット調査や飲料水調査等、各種放射線量測定を継続実施してまいります。

東京電力への損害賠償につきましては、自治体賠償において原子力損害賠償紛争解決センターへの2回のあっせん申し立てなどを踏まえて対応するとともに、再度のあっせん申し立ての検討や、平成30年度の損害賠償について、県と連携しながら賠償請求してまいります。

関係部署の放射線対策につきましては、原発放射線対策本部会議において個々の進捗状況と課題を協議しながら、解決に向けて必要な放射線対策の検討を進めてまいります。

農林業の振興。

農業の振興につきましては、環太平洋経済連携協定に続いて、日欧経済連携協定が発効したことにより、過去最大級の大幅な自由化となり、国内農産物への影響が一層懸念される状況にあります。こうした中、農業者の高齢化及び後継者不足により耕作放棄地の増加が深刻化していることから、意欲と能力のある認定農業者及び地域農業の担い手の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者への育成・確保に努めてまいります。

また、農地の利用集積や農作業受委託の促進等を地域単位で推進するため、日本型直接支払制度である多面的機能支払や中山間地域など直接支払に取り組むとともに、農業委員会と連携して農地利用最適化推進委員の積極的な活動を促し、地域農業の振興を図ってまいります。

水田農業につきましては、米の減反政策が廃止され2年目を迎えますが、従来型の水稲単作から収益性の高い園芸作物など複合経営への転換が迫られていることにより、当地方の主要園芸品目でありますトマト、ナス、ピーマン等の接ぎ木苗代の助成を行うなど、関係機関と連携し支援

してまいります。

また、道の駅平泉の産直施設を活用し、農業者の所得向上に結びつくよう支援をするとともに、女性農業者等による新商品の開発や農産物の6次産業化などに向けた取り組みを支援してまいります。

都市と農村との交流につきましては、農泊に対する需要に対応すべく、農家民泊等の開業を支援するほか、グリーンツーリズム推進協議会を中心に各種研修会等を開催するなど、受け入れ農家を支援してまいります。

また、地域食材の活用や郷土の食文化を継承していくために、地域食材を積極的に取り扱う店舗の推奨などの取り組みとともに、学校給食における地元産農産物の利用を促進するなど、地産地消を推進してまいります。

東稲山麓地域の世界農業遺産の取り組みにつきましては、当地域の活性化を図るため、東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を中心に、関係機関と協力して認定に向け再挑戦してまいります。

また、西行桜の森や大文字キャンプ場の利活用を図るため、東稲山の桜情景復活とともに、当地域の活性化に努めてまいります。

鳥獣被害につきましては、猟友会と連携した鳥獣被害対策実施隊による捕獲や電気柵の設置等の対策を実施してまいります。

畜産の振興につきましては、飼料価格と肥育素牛価格の上昇傾向が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心に、ブランド肉牛であるいわて南牛を安定して供給できる体制確立を目指し支援してまいります。

林業の振興につきましては、平泉町森林整備計画に基づき、除間伐など適正な森林資源の管理と計画的な森林の保全を図ってまいります。

農業用施設につきましては、自然災害対策も踏まえ、老朽化した水路施設の維持更新に向け、関係機関及び団体と連携しながら計画的な整備を促進してまいります。

商工業の振興。

商業の振興につきましては、平泉商工会等と連携した支援体制を図ることにより、地域に密着した魅力ある商店づくりを推進してまいります。

事業者承継対策につきましては、新たに策定した平泉町創業支援等事業計画に基づき、創業、事業承継及び経営力向上を支援するとともに、平泉町創業支援ネットワーク会議等を活用しながら、切れ目のない支援に努めてまいります。

また、中尊寺通り賑わい創出事業を通して、事業者と地域住民の交流を促すことによって、地域経済の維持拡大と商店街の活性化を図ってまいります。あわせて、店舗リフォーム促進支援事業補助金及び空き店舗対策事業補助金の運用により、空き店舗の解消に継続して取り組んでまいります。

さらに、平泉町特産品開発支援事業を新たに立ち上げ、事業者が行う地場産品を生かした商品開発や販売促進の取り組みを積極的に支援してまいります。

工業の振興につきましては、中小企業等の育成や経営の安定を図るため、平泉町中小企業振興資金貸付制度の運用を通し、資金調達の円滑化に努めてまいります。

また、町内企業の製品や技術力を広く情報発信するための平泉町取引支援促進事業についても引き続き継続するとともに、地域資源の効果的な発信と地域ブランドの構築を図るため、経済産業省が進めるふるさと名物応援宣言の認定に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、企業懇談会を開催し、企業の動向やニーズの把握に努めるとともに、町内企業の活性化と企業支援施策の反映に努めてまいります。

雇用対策。

雇用対策につきましては、商工会やハローワーク等の関係機関と連携しながら職業相談に対応するほか、ふるさと就職ガイダンスの開催や若者等ふるさと就職支援事業補助金の利用促進を通じて、若年労働者の地元就職及びUターン等を促進してまいります。

また、少子高齢化が一段と加速している中で、町シルバー人材センターへの運営費補助とあわせ、新たに研修事業支援措置を講じ、地域ニーズに対応した事業の実施と安全な就業、作業スキルの向上を促してまいります。

観光の振興。

観光の振興につきましては、平泉観光協会と連携し、観光客の受け入れ態勢の構築や国内外からの誘客に向けた誘致事業を積極的に展開してまいります。

観光客の受け入れ態勢につきましては、平泉観光案内所や平泉駅なか案内所、道の駅観光ガイダンス施設の案内業務の充実を図り、観光ゲートウェイ機能を果たせるよう関係機関と連携してまいります。

2次交通の充実につきましては、東北の空の玄関口である花巻空港、仙台空港との連携強化とあわせ、受け入れのための仙台空港・松島・平泉・花巻線のバス運行とあわせ、巡回バスやレンタサイクル等の効果的な運用を通し、町内への回遊を促してまいります。

また、平成30年度に策定した平泉町ウォーキングトレイル魅力化計画に基づき、ウォーキングルートの周知拡大を図るとともに、伝統工芸や仏教等の体験事業の紹介を通し、滞在型観光に向けた取り組み強化を図ってまいります。

さらに、国の施策を背景として、外国人観光客が過去最高の入込数を記録し、今後ますます増加傾向にあることから、東北観光復興対策交付金を活用した事業展開を図りながら、積極的に外国人観光客誘致を行ってまいります。

外国人の受け入れ態勢につきましては、商工会と連携してキャッシュレス決済環境を整えるとともに、国際交流員を活用した各店舗や観光施設における受け入れ態勢の構築や、多言語での情報発信にも引き続き取り組んでまいります。

昨年設立された一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOが進める広域連携事業につきましては、観光地経営の視点に立った観光地づくりのかじ取りの役割を担えるよう支援を継続するとともに、閑散期対策等の新たな事業実施体制の構築についても、一関市と連携しながら取り組んでまいります。

上水道・下水道の整備。

水道事業につきましては、引き続き配水管と鉛製給水管の布設がえ工事を実施するとともに、浄水場の送水ポンプ、機械設備、水道施設監視システムの更新を行ってまいります。また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、計画的に水道施設の更新を行い、健全経営を維持推進するため、平成30年度に策定した水道事業基本計画に基づき事業を実施してまいります。

下水道事業につきましては、平成28年度に策定した汚水処理施設整備構想に基づいて、引き続き整備してまいります。

農業集落排水事業については、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めてまいります。

浄化槽設置整備事業につきましては、引き続き支援を実施してまいります。

また、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の公営企業会計適用につきましては、平成32年度からの適用を目標に事務を推進し、あわせて下水道事業等の持続性を確保するため、広域化、共同化について検討を進めてまいります。

道路交通網の整備。

道路網の整備につきましては、スマートインターチェンジ整備事業関連として、町道佐野原祇園線、町道祇園線については、国の事業である小金沢川の改修にあわせて小金沢橋の改修を実施し、町道ねずみ沢線についても継続し整備してまいります。また、県道平泉停車場中尊寺線の早期完成を図るため、引き続き県に協力してまいります。

住宅・市街地の整備。

住宅・市街地の整備につきましては、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業及び東日本大震災に伴う生活再建住宅支援事業を継続して実施してまいります。

空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づき、引き続き空き家等の調査を進めるとともに、特定空き家等に対処してまいります。

公園・緑地・水辺の整備。

県道平泉停車場中尊寺線の道路整備にあわせて県が整備する小公園につきましては、早期に完成するよう要望してまいります。

水辺プラザにつきましては、町民農園などが多くの町民に利用され、にぎわいが創出されるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

景観の保全・整備。

景観の保全・整備につきましては、豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、道路、河川等の環境整備を関係機関並びに町民の協力を得ながら引き続き実施してまいります。

また、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、官民一体となって世界文化遺産のまちにふさわしい景観の保持に努めてまいります。

さらに、屋外広告物の改修への補助につきましては引き続き実施し、和風建築への助成制度について検討するなどして、良好な景観形成のために取り組んでまいります。

国際リニアコライダーの誘致。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら情報収集、意見交換を行い、普及啓発に努め、近隣市町とともに積極的に取り組んでまいります。

安全・安心なまちづくり。

地域防災力の充実につきましては、一関西消防署平泉分署配備の消防車両を更新し、常備消防の機能強化を図るとともに、消防団員の確保や自主防災組織の育成強化など、地域防災力の向上に努め、地域の安全・安心の充実に向けて取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の関係機関と連携を図りながら、年間を通じた季節ごとの交通安全運動をはじめ、日々の街頭指導及び広報啓発活動、交通安全教室を実施し、高齢運転者の増加に伴う事故防止や死亡事故ゼロ日の継続など、交通事故のない安全なまちの実現に向けて取り組んでまいります。

災害時における要援護者の支援につきましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、民生委員、行政区等関係機関の理解と協力を得ながら、要援護者の名簿登録の更新と見守り支援とあわせ、個別支援計画の策定に努めてまいります。

また、福祉避難所につきましては、社会福祉法人等との協定を踏まえて、災害時の避難対応に備えてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、町セキュリティポリシーに基づき実施してまいります。

住民情報システムにつきましては、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、一関地区広域行政組合と当町の6団体で自治体クラウド協定を締結したことにより、情報システムのコスト削減、情報セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続に努めてまいります。

世界文化遺産の保存と活用。

世界遺産に登録された平泉の文化遺産につきましては、多言語VRや多言語説明板、ホームページを効果的に活用して、歴史的・文化的価値と魅力を国内外に発信してまいります。

また、平泉世界遺産の日の記念事業に取り組み、平泉の価値の理解、理念の普及、後世へ引き継ぐ意識の醸成を推進してまいります。

遺跡調査・史跡整備につきましては、考古学的遺跡を保護し、計画に基づいて無量光院跡の庭園整備を進め、中尊寺大池伽藍跡や観自在王院跡の内容確認調査を継続してまいります。

世界遺産拡張登録につきましては、岩手県、一関市、奥州市と協力して、柳之御所遺跡及び達谷窟等の関連資産の調査研究や機運醸成に取り組んでまいります。

教育の振興。

教育の振興につきましては、総合教育会議を開催するとともに、これまで3年間平泉の教育の指針としてきた平泉町教育大綱を改訂し、一人一人が輝き幸せを実感できるまちの実現を目指してまいります。そのため、学校、家庭、地域、行政の連携のもと、子供たちの多様な個性と能力を伸ばし、社会を担う人材育成と世代を超えて学び続ける平泉学の取り組みを中心とし、教育の推進にさらに努めてまいります。

また、町民が生涯にわたって自発的・主体的に学習活動を継続することができる環境の確立を

目指し、老朽化した公民館や図書館等を一体化し、新たな生涯学習・人づくりの拠点となる新社会教育施設の建設に向け、事業を推進してまいります。

おわりに。

当町を取り巻く社会情勢は厳しいものがありますが、将来世代のためにも、しっかりとした施策を打ち出し、町民総参加のまちづくりの仕組みを充実させていく必要があります。

平成31年度は地域懇談会を開催し、町政をより身近なものにしてまいります。この直接対話こそが持続できる平泉をつくるものだと確信しておりますので、今後もさまざまなご意見等をお寄せください。

今回提案いたしました平成31年度平泉町一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様の町政への参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

平成31年3月5日、平泉町長、青木幸保。

議長（佐藤孝悟君）

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時02分

議長（佐藤孝悟君）

全員そろいましたので、再開をいたします。

日程第4、平成31年度教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

本日ここに平成31年平泉町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、平成31年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに。

東日本大震災発災から8年、この間、東北3県の被災地はもとより、次々と国内各地を襲う大規模な風水害や大地震によって不自由な生活を余儀なくされている多くの方々を思いながら、つながり支え合うことの大切さや、自然との向き合い方を考えさせられる日々が続いております。

世界文化遺産の地、平泉の教育においては、先人が紡いできた歴史を踏まえ、平和で持続可能な社会づくりのための学びを確かなものにしていくことこそ重要と考えます。

本町教育の軸として取り組まれてきた平泉学学習は、学校教育における系統立てた「過去に学び、今を見つめ、未来を考える学習」として着実な成果を上げ、地域での世代を超えた学習へと発展してきております。

一方、全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、地域での暮らしも情報化の波に巻き込まれ、

子供たちの生活習慣づくりを見直さなければならない事態となってきた現状でもあります。

そうした現状を踏まえて、これまで3年間平泉の教育の指針としてきた「平泉町教育大綱」を改訂し、今年度は、学校・家庭・地域・行政の連携のもと、子供たちの多様な個性と能力を伸ばし、社会を担う人材育成と、世代を超えて学び続けるまちづくりを着実に推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第1に、生きる力を育む学校教育の推進であります。

確かな学び、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた教育を展開し、平泉の子供として生きる力を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点は、確かな学びの保障です。

確かな学びの保障に当たっては、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を目指すとともに、児童生徒が学習意欲を持ち、習得した学習内容を活用できるよう、思考力、判断力、表現力等を育むとともに、学びに向かう力、人間性等の涵養を目指した授業改善を推進してまいります。

また、児童生徒一人一人への理解に基づき、教科における系統性、発展性を踏まえた授業交流、教員研修等により、創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、長期的な視点によるきめ細やかな学習指導を推進してまいります。

英語教育の充実では、2020年度から小学校外国語活動全面実施を前に、今年度から年間授業時数や学習内容を新要領の標準時数に合わせて教育課程を編成することといたしました。グローバル社会を生きる児童生徒にとって、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目指すとともに、中学生の英語検定全額補助や幼保小中への外国語指導助手の配置を継続してまいります。

第2点目は、豊かな心の育成です。

心の教育においては、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め、子供たちの実態を踏まえながら、幼稚園、小中学校の学校段階や、小学校の低・中・高学年のそれぞれの発達段階を考慮し、適切な指導が行われるよう取り組みを推進してまいります。

特にも、いじめ問題に関しては、いじめ防止基本方針に基づき、いじめは絶対許されないという共通認識のもと、学校全体が組織的かつ計画的に取り組むとともに、教師、保護者、子供の信頼関係を大切にし、いじめの早期発見、早期解消に努めてまいります。

3点目は、健やかな体づくりです。

健やかな体づくりについては、子供の生きる力の根底となるものであり、子供が生涯にわたって生き生きと生きるために必要不可欠なものであります。

子供の心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身につけるなど、健康的な生活習慣の形成に努め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、豊かな人間性と心身の健康の保持増進を図って

まいります。

また、生徒の休養をしっかりと確保するという観点からも、部活動の休養日については、引き続きその徹底を図るとともに、生徒、保護者、及び外部指導者等の関係者に休養日の設定及びその意義について周知を図りたいと考えております。

第2に、子供の暮らしと学びを育てる家庭教育の向上についてです。

子育てのための情報発信、生活習慣づくり、家庭と地域のつながりを取り組みの柱に、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、子育てのための情報発信と学習機会の提供です。

子供にとっての家庭とは、生まれて初めて体験する社会であり、その中で家族と過ごし触れ合う時間は、心豊かな人格を形成する上で最も重要であることから、子供の成長の根幹となる家庭教育の充実を図るため、保護者を対象とした子育てに関する講座の開催や、家庭教育に関する情報発信を行ってまいります。

第2点目は、情報化社会における生活習慣づくりです。

情報化社会において、子供が規則正しい生活習慣を身につけ、心身ともに充実した健康な毎日を送るため、教育振興運動で取り組む毎月1日の「ノーテレビデー」や、日曜午後9時以降はゲーム機やパソコン、スマートフォンなどの情報メディア機器等を利用しない「日9ノーメディア運動」の一層の浸透を図り、家庭内での声かけや家庭学習、読書活動と連動した取り組みを進めてまいります。また、情報メディア機器等の使用に関し、家庭内で使用に関するルールを決め、実践することで、子供のよりよい生活習慣づくりを進めてまいります。

第3点目は、家庭と地域のつながりづくりです。

多くの地域住民が子育てにかかわりながら、各家庭を支援していくことができるよう、教育振興運動を軸に、子供、家庭、学校、地域、行政の5者がそれぞれの役割と責任を果たし、連携して、地域ぐるみの子育てを行っていただけるような体制整備に努めてまいります。

また、放課後や週末などに、子供たちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進める放課後子ども教室では、地域の方々の参画を得ながら遊びや学びの場を提供し、地域の方々との交流を通じて、子供たちが健やかに育まれるような環境づくりに努めてまいります。

第3に、まちづくりと生きがいづくりのための社会教育の充実についてです。

生涯学習機会の提供、地域課題を考え合う学びの場づくり、生涯スポーツの振興を柱に、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、自発的・主体的な生涯学習の機会の提供です。

人生を心豊かに、生きがいを感じながら充実した毎日を過ごせるよう、公民館や図書館などの生涯学習施設を拠点に、町民の自発的・主体的な生涯学習の場づくりを進めてまいります。

これまで、町の活力を生み育てるにぎわい交流拠点の新社会教育施設の整備につきましては、町民の多様な意見を取り入れながら進めてまいりました。今年度は、施設整備及び維持管理のサービス内容・水準等を示した要求水準書の公表を行い、民間事業者の募集から選定に向けて取り組んでまいります。

第2点目は、地域課題を考え合う学びの場づくりです。

地域課題を考え合う学びの場づくりにおいては、地域住民に地域を知り、地域を理解するための学習機会を継続的に提供し、郷土への愛着と誇りを育ませ、地域のことをみずから考え行動することができる人材を育成するため、地域住民が連携して、自発的・主体的に地域課題解決に取り組んでいけるような体制整備に努めてまいります。

中でも、平泉の将来を担う子供たちに地域を語れる力を養わせることで、平泉の価値・魅力を理解し、平泉を広く国内外に情報発信できる人材を育成するため、小学生高学年を対象にした平泉情報発信事業「『黄金平泉』情報発信プロジェクト」に取り組んでまいります。

第3点目は、健康づくり・体力増進のための生涯スポーツの振興です。

明るく豊かな生活を送るとともに、健康で活力ある地域社会をつくるため、あらゆる年代の町民が生涯にわたって幅広くスポーツを楽しめるよう「出前スポーツ教室」や「ニュースポーツ教室」、町体育協会との連携事業である「ふるさとオリンピア」など、日常的スポーツ活動の普及啓発に取り組んでまいります。

また、町民の興味関心、競技レベル等に応じ、さまざまなスポーツ活動を行うことができるよう、地域住民の手による「総合型地域スポーツクラブ」の設立支援に努めてまいります。

第4に、過去に学び、今を見つめ、未来を考える全世代型平泉学についてです。

持続可能な地域社会づくりを推進するため、以下の2点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、幼保小中で取り組む系統的な平泉学です。

町内の幼稚園、保育所、小中学校では、平泉の文化遺産の世界遺産登録後から、世界遺産学習「平泉学」を展開し、平泉の歴史的価値に学び、世界遺産を受け継ぐ子供たちの興味関心を高めること、また、平和への願い、未来の自分、平泉について考え、自信と誇りを持ってふるさと平泉を語り発信できる人づくりを目指してまいりました。

平成30年11月、福岡県宗像市で開催された世界遺産学習全国サミットに、教員、児童生徒が参加し、伝統文化や文化財の保全、価値の継承に向けた全国各地の優れた取り組みについて学ぶことができました。

今後は、さらに参加体験型学習、見たり聞いたり行事に参加したりすること、地域思考型学習、資料などから平泉を知り、話し合い、知識を深めること、発信行動型学習、他地域で平泉を発信し行動することという3つの学習をサイクル的に進めることで、より高い学びの質を目指してまいります。

第2点目は、世代を超えて地域で学ぶ平泉学です。

地域資源の活用を通じて、子供たちに歴史や文化、伝統に関する地域学習の実践を促すとともに、地域への愛着と誇りを根づかせ、大人たちへは地域のよさを再認識する機会とします。

これにより、世代間交流を促進し、地域活動の活発化を図り、豊かな地域コミュニティの構築につなげることで、持続可能な社会づくりを目指してまいります。

第5に、芸術文化の振興と文化遺産の次世代への継承についてです。

人材の育成、文化活動の振興、文化財の保護を取り組みの柱に、以下の3点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、地域の文化や遺産の価値を学び、伝えていく人材の育成です。

地域の文化や文化財に親しんで、大切に守り伝える心を育むために、わくわく平泉学スクール、地域学習、郷土芸能体験講座、幼稚園・保育所の園児による謡の取り組みや、文化財愛護少年団の活動支援を行ってまいります。

世界遺産の価値や理念の普及、後世に引き継いでいく意識の醸成、さらに拡張登録を目指す機運醸成を推進するために、ときめき世界遺産塾、世界遺産講演会、「平泉世界遺産の日」の記念事業への取り組みを進めてまいります。

第2点目は、多様な文化活動の振興と地域力の向上です。

郷土への愛着と誇りを持ち、心豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の充実や文化活動の活性化を図ってまいります。

文化活動に取り組める環境と、享受できる機会の提供、そして後継者の育成の支援をしていくために、公民館事業を通じた団体・指導者育成や平泉町芸術文化協会への活動支援、芸術文化祭・神楽大会等の開催に取り組んでまいります。

第3点目は、文化財の調査研究の推進と適切な保護・活用です。

文化財保護法、岩手県文化財保護条例、平泉町文化財保護条例に基づいて、文化財を適切に保護・活用してまいります。

継続事業である無量光院跡の調査・整備、中尊寺大池伽藍跡と観自在王院跡の内容確認調査を進めてまいります。

埋蔵文化財包蔵地につきましては、開発事業等との調整を図りながら、必要な発掘調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。

発掘調査現地説明会、町内遺跡発掘調査報告会を開催し、広報やホームページに情報を掲載して公開に努めるとともに、岩手大学平泉文化研究センターとの協力のもとに、学際的な調査研究を推進してまいります。

拡張登録につきましては、岩手県、一関市、奥州市と協力して取り組んでまいります。

以上、基本的な考え方と施策の概要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成31年3月5日、平泉町教育委員会教育長、岩淵実。

議長（佐藤孝悟君）

これで平成31年度教育行政方針演述を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

請願書の写しが配付されておりますので、お目通しいただきたいと思います。

それでは、ご説明をいたします。

請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願。

紹介議員は私、三枚山光裕、高橋伸二議員、阿部圭二議員です。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

請願者は、岩手県盛岡市本町通2丁目1-36、岩手県労働組合連合会議長、金野耕治。そして、一関市竹山町6番1号、両磐地方労働組合連合会議長、千葉幸一。

請願理由ですが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続け、非正規雇用が全労働者の4割に達し、4人に1人が年収200万円以下となっています。地域別最低賃金は最も高い東京で985円、最も低い地域は761円ですが、岩手県は762円となっています。地域経済の再生の上でも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

最低賃金の改善は景気刺激策としても有効であり、中小企業への助成や融資、仕事起こしや賃金単価の改善につながる施策を拡充することが求められています。

請願は、以上の理由から、1つ、最低賃金の引き上げ。2つ、全国一律賃金制度の確立。3つ、中小企業への支援の拡充、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免の実現。4つ、大企業による中小企業への優位的地位の濫用や代金の買いたたきなどをなくす対策を求めているものです。

地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願するものであります。

以上で説明といたします。よろしく願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は産業建設常任委員会に付託して審査することに決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第6、請願第2号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

請願の写しが同じく配付されておりますので、お目通しいただきたいと思います。

それでは、説明をいたします。

請願第2号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願。

紹介議員は私、三枚山光裕、高橋伸二議員、阿部圭二議員です。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

請願者は、岩手県盛岡市本町通2丁目1-36、岩手県医療労働組合連合会執行委員長、中野るみ子。

請願理由ですが、1週間の労働時間が60時間を超えるのは、雇用者全体で14%なのに対し、医師の割合が41.8%と最も高くなっています。特に救急や産科では、週の労働時間が平均80から90時間を超えており、夜間救急対応での当直では32時間連続勤務が強いられ、医師の過労死や過労自殺が後を絶ちません。命を守る現場で医師の命が脅かされています。

その要因は医師不足にあります。経済協力開発機構（OECD）調査では、人口1,000人当たりの医師の数がOECD平均3.3人に対し、日本では2.4人と、加盟35カ国中30位、2016年現在で、日本で従事している医師の数は30万8,000人余りで、OECD平均と比べると11万5,000人も少なく、絶対的な医師の不足があります。

加えて、女性医師への差別も医師不足の要因となっているといます。女性医師の割合はOECD平均の4割に対し、日本では2割となっています。

以上のことから、医師の大幅増員が求められています。

ところが政府は、骨太方針2018で、2022年度以降の医学部定員削減について検討することを打ち出しています。厚労省は、医師の労働時間を週80時間とし、入院ベッド数も減らす前提で医師需要を低く見積もり、医師の養成定員を減らそうとしています。

請願は以上の理由から、2022年度以降の医師養成定員を減らす国の方針を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師の数をOECD平均以上の水準にふやすことを求める意見書の提出を要請しています。

地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出するものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、議案第2号から日程第21、議案第16号まで、条例案件5件、事件案件2件、補正予算案件8件、以上合計15件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件5件、事件案件2件、補正予算案件8件、合計15案件につきまして説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第2号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例の期間の終了、及び国家公務員及び県内市町村の特別職の給与に関する取り扱いの状況を踏まえた期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

議案第3号、平泉町中小企業及び小規模企業振興条例でございます。

3ページをお開き願います。

提案理由でございます。中小企業及び小規模企業の振興を目的に、その達成に向けて全町一体となって取り組んでいくための基本理念を定め、より効果的な中小企業及び小規模企業振興施策の指針とするため、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、文化観光振興基金条例の失効期限を延長するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、使用料割引を廃止することに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

8ページをお開き願います。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第7号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、次の町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

議案第8号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについてでございます。

一関市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

議案第9号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成30年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,979万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,713万円としようとするものでございます。

次に、39ページをお開き願います。

議案第10号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,295万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,262万1,000円としようとするものでございます。

次に、45ページをお開き願います。

議案第11号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,554万4,000円としようとするものでございます。

次に、47ページをお開き願います。

議案第12号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,790万円としようとするものでございます。

次に、50ページをお開き願います。

議案第13号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,844万1,000円としようとするものでございます。

次に、53ページをお開き願います。

議案第14号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ804万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億518万8,000円としようとするものでございます。

次に、57ページをお開き願います。

議案第15号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,821万4,000円としようとするものでございます。

次に、60ページをお開き願います。

議案第16号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、平成30年度平泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

補正予定額で説明をいたします。

支出、第1款水道事業費用、240万円の減。

第2款簡易水道事業費用、43万5,000円の減。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億340万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額953万6,000円、引継現金3,300万円、過年度分損益勘定留保資金6,087万1,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款水道事業資本的収入、610万7,000円の減。

2款、簡易水道事業資本的収入、620万7,000円の減。

次に、裏面をご覧ください。

支出、第1款水道事業資本的支出、1,475万2,000円の減。

第2款簡易水道事業資本的支出、724万円の減。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費、53万5,000円の減。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第2号から議案第16号まで、ただいま説明のあった議案については、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第16号まで、条例案件5件、事件案件2件、補正予算案件8件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第22、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

発議第1号。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

提出者、真竈光幸。

賛成者、高橋拓生議員、千葉勝男議員、升沢博子議員。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出いたします。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出をするものであります。

改正しようとする内容でございますが、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年平泉町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の155」を「100分の167.5」に改める。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものとする。

その理由でございますが、国の特別職の例や県内町村議会の支給状況に鑑み、議員の期末手当の改定を行おうとするものであります。

資料といたしまして、新旧対照表をつけてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提出者の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提出のありました発議第1号につきましては、最終日の本会議で質疑、討論を行い議決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第23、議案第17号から日程第30、議案第24号まで、平成31年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算、合計8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、平成31年度各会計当初予算案件8件につきまして、説明をさせていただきます。

平成31年度平泉町一般会計、特別会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第17号、平成31年度平泉町一般会計予算でございます。

平成31年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億2,700万円と定めようとするものでございます。

次に、145ページをお開き願います。

議案第18号、平成31年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成31年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,120万円と定めようとするものでございます。

次に、169ページをお開き願います。

議案第19号、平成31年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成31年度平泉町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,360万円と定めようとするものでございます。

次に、179ページをお開き願います。

議案第20号、平成31年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

平成31年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,950万円と定めようとするものでございます。

次に、189ページをお開き願います。

議案第21号、平成31年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

平成31年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,830万円と定めようとするものでございます。

次に、205ページをお開きください。

議案第22号、平成31年度平泉町下水道事業特別会計予算でございます。

平成31年度平泉町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億50万円と定めようとするものでございます。

次に、229ページをお開き願います。

議案第23号、平成31年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成31年度平泉町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,290万円と定めようとするものでございます。

次に、247ページをお開き願います。

議案第24号、平成31年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、平成31年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数3,040戸。(2) 年間総給水量102万3,000立方メートル。(3) 1日平均給水量2,803立方メートル。(4) 主要な建設改良事業として、一般改良事業費2億2,420万5,000円、設備改良事業費812万3,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、第1款水道事業収益1億7,398万5,000円。第2款簡易水道事業収益1億1,265万1,000円。

248ページをお開き願います。

支出といたしまして、第1款水道事業費用1億5,515万6,000円、第2款簡易水道事業費用1億2,043万6,000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出

額に対して不足する額 1 億 1,258 万 9,000 円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,621 万 8,000 円。建設改良積立金 1,000 万円。過年度分損益勘定留保資金 7,637 万 1,000 円で補てんするものとする。)

収入といたしまして、第 1 款水道事業資本的収入 1 億 1,418 万 3,000 円。第 2 款簡易水道事業資本的収入 1 億 2,068 万 7,000 円。支出といたしまして、第 1 款水道事業資本的支出 1 億 8,450 万 3,000 円。第 2 款簡易水道事業資本的支出 1 億 6,295 万 6,000 円と定めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号から議案第 24 号までの予算案件合計 8 件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開いたします。

日程第 31、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告 1 番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。ただいまから、事前に通告してあります内容について趣旨を説明させていただきたいというふうに思います。

既にご案内のように、本町の歳入の中で最も大きな割合を占める地方交付税が年々逓減をしていくということは、町が示している財政資料からも明らかであります。また、町の人口ビジョンで述べているように、総体の人口と生産人口の減少に伴う地方税収も減少することがはっきりしております。

町の収入は確実に減少していく一方で、歳出の面では、少子高齢化社会の進展に伴う福祉関係経費、扶助費などの増大と施設の老朽化による維持補修費の増加が懸念をされています。さまざまな課題解決に向けた未来志向の新たな事業はもちろんのこと、基本的な町民サービスの実施にも支障を来す可能性が高いことは想像にかたくありません。既に来年度予算では約3億円余りがショートし、基金の取り崩し対応となっております。

直近に迫ったこのような状況を回避するためには、新平泉町総合計画後期基本計画に定めた具体的な行財政改革に危機感とスピード感を持って取り組んでいくことが求められていることは言うまでもありません。その取り組みの一つに健康福祉交流館の運営があります。

後期基本計画では、悠久の湯の有効活用について次のように述べています。地域福祉活動拠点として悠久の湯平泉温泉の有効活用を検討するとともに、柔軟な運営体制の確立に努めると、このように書かれてあるわけです。

いわゆる公共温泉事業は、他の公共施設とは異なり、行政サービスの本質論からすると公益性が低く、逆に収益性が求められる性質を有しています。つまり、運営に当たっては収支の赤字黒字が重要視されるということでもあります。

現状の悠久の湯運営には、これまで一般会計から、この3月会議で提案された2度目の補正予算を含めて、2億1,800万円という多額の財政負担を余儀なくされてきています。これまでも財政負担抑制など、さまざまな課題の指摘と抜本的な対策の必要性が叫ばれ、多様な議論がなされてきたにもかかわらず、効果的な対策を打ち出すことなく今日に至っています。このまま手をこまねいているときではないというのが私の主張であります。

その上で質問ですが、健康福祉交流館悠久の湯の運営実態の検証をしっかりと行いながら、経営改善計画の策定を必要とするというふうを考えております。その1つには、悠久の湯の事業運営実態から見た現状の認識をしっかりと見きわめて、そこに横たわっている課題を克服することです。そして2つ目は、その克服に向けて、これまで悠久の湯に対する過剰な経費、財政負担を強いられてきたわけですから、この抑制を図る施策とその達成目標指数、さらには事業運営の健全性確保に向けた早期経営改善計画の策定が必要であるという立場で伺うものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

健康福祉交流館悠久の湯の運営実態の検証と経営改善計画の策定についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、悠久の湯の事業運営実態から見た現状認識と克服すべき課題についてのご質問にお答えをいたします。

平泉町健康福祉交流館悠久の湯平泉温泉については、町民の健康維持増進を図り、人々の交流により活力ある地域社会をつくとともに、福祉の向上を目的に、温泉設備のほか、交流室や研

修室、特産品販売コーナーなどを備えた施設として、平泉字大沢地内に建設し、平成13年3月にオープンしたところであります。

運営状況においては、平成13年の開館以来、平成19年までは年間10万人前後の町内外の方々に利用していただき、決算状況においても一般会計へ繰り出しするなど、施設としての安定的な事業運営をなされてきたものと認識しております。しかしながら、平成23年度の世界遺産登録効果や東日本大震災の影響による利用者の増加を除けば、平成20年度以降においては、近隣に温泉施設が新たにオープン、またはリニューアルオープンするなど、温泉施設の競争が一層激化し、一方では利用者の高齢化なども相まって、入館者数の減少による施設使用料の減少が年々続いてきたところであります。

当町では、さまざまなキャンペーンの実施や、ポイントカードによるリピーターの増加、さらには観光雑誌や観光サイトの掲載、各種企業等とのキャンペーン割引の実施など、利用者の増加に向けて取り組んできたところであります。その効果もあって、減少し続けてきた入館者数も、近年は年間10万人近くまで戻ってきている状況ではありますが、一方、入館料については、キャンペーンや各種割引を実施していることにより、入館料自体は依然伸び悩んでおります。近年は毎年度一般会計からの繰入金が必要な状況になっており、何らかの抜本的な経営改善が必要であると強く認識しているところであります。

今後は、歳出面において、機械設備の長寿命化を図ることや光熱水費の経費節減に向けた検討などを行い、また、歳入面においては、収入の大きな割合を占める入館料、食堂売り上げの増加に向けた取り組みの検討が喫緊の課題であります。施設本来の目的を十分に果たしながら、一般会計からの繰入金額を限りなく少なくしていくことが課題であると考えております。

次に、悠久の湯に対する過剰経費の抑制を図る施策と達成指標、事業運営の健全性確保に向けた早期経営改善計画の策定についてのご質問にお答えをいたします。

悠久の湯に対する町財政負担、いわゆる一般会計からの繰入金の抑制に向けては、十分な検討と取り組みが必要であることは議員ご承知のとおりであります。

現在の検討状況であります。歳出面においては、人件費などの経常的な経費のほか、機械設備の更新においては、できるだけ長く利用できるよう長寿命化に向けた維持補修や保守点検の継続的な実施、さらには、光熱水費、燃料費などの経費節減に向けた検討を行っており、一方、歳入面においては、入館者1人当たりのコストを踏まえた入館料の検討や、各種キャンペーン、割引制度の内容を見直し、さらには、食堂経営における運営コストを踏まえたメニュー単価の検討などを行っているところであります。

財政負担の抑制に向けた達成指標としては、決算額に対する繰入金額の割合、その比率を低くしていく指標などが考えられます。また、入館者1人当たりのコスト削減などの達成指標などを検討し、事業運営の健全性確保に向けた早期の経営改善計画の策定に努めてまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

今の町長の答弁は、現状の悠久の湯の課題について、おおむね5つの課題があると、このように述べられたわけなのですが、それで、この悠久の湯の運営に関して町長は、幾つかの場所で発言をされておりますから、町長にお伺いしたいのですが、町長はこれまで、議会においては同僚議員の質問に対して、健康福祉交流館悠久の湯は、いろんな企画をすればそれなりに町民の方々、町外の方々も利用していただけますので、現在は指定管理とか第三セクターという考えは持ち合わせておりませんと、このように述べておられます。また、健康福祉交流館運営委員会の席では、赤字でいいというわけではないのだと。一般会計からの繰り入れは徐々に圧縮し、少なくして運営をしていく。そのために改善すべき点は改善を図りながら運営していきたい、このように述べておられますが、町長、現在もこの考え方、決意は変わりございませんか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

基本的な部分では変わらないです。ただ、今も発言されておりますから、このままで、このままでというのは赤字のままでいいと、健康福祉交流館であるから、当初の目的をそのまま果たしているから赤字でいいということは全くございませんで、その部分については今後さらに、ただいま答弁で申し上げましたとおり、さまざまな角度から圧縮してやってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

わかりました。現在の運営形態を維持をすると、その上に立って、さまざまな角度から検討を加えていくというお答えでございます。

そうしますと、第4次行革プラン推進の取り組みの中に、この悠久の湯も検討対象になっていきますよね。ところが、過去3年間のこの悠久の湯の、行財政改革推進協議会の会議録というのがネットで公表されているわけですが、この中には、何らどのような検討をしどのような課題があるかということが述べられていない。現状ではどのような検討がこの行革推進会議の中で進められているのか、お聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

行財政改革推進協議会の中ではまだ検討はされておられませんけれども、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、平泉町健康福祉交流館運営委員会におきましては、平成29年8月と、あとはつい先日開催いたしました委員会で、今後の施設の管理運営の方向につきまして検討しておりまして、施設の設置目的なども踏まえながら、当面は直営で運営していくということで検討し

ております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

検討されていないということでございます。

私は赤字となった平成20年以降の、10年間の町が出しています主要成果施策報告書、この中に記載をされています悠久の湯の成果の記述を注意深く見させてもらいました。そうしますと、その中には、経営がどんどんどんどん右肩下がりしている理由として、常套句のように毎年同じ記述が4つ載っているのです。その1つは、近隣に温泉施設が相次いで開業したために経営環境が悪化をしたと。2つ目は、燃料費や光熱水費が増えており経営を圧迫している。3つ目は、施設の老朽化による修繕費用の増が見込まれる。そして4つ目、これが一番大事なところなのですが、経営コストの抑制に向けた経営の効率化を一層図っていく必要がある。このように平成20年以降毎年書き連ねているわけなのです。

先ほどの町長の答弁でも、異口同音にこのことが述べられたというふうに思うのですが、私は、毎年同じ内容のものが、経営環境が変わったと、経営効率化が必要だと、求められているのだと言いながらも、行革推進会議でも何の議論もされていないと。このことはですね、やっぱり鈍感さが蔓延しているのではないかと。悠久の湯の運営に対する責任ある者として。そう思わざるを得ません。なぜならば、今も申し上げましたように、環境変化に柔軟に対応する施策も、答弁で述べられました経営改善のための取り組みも、施設の老朽化に対する対策も、このような先ほど述べられた課題につなげる具体的なものについては触れられないですね。町長答弁の中では、繰入額を少なくすることが課題なのだと、ここでとまっているわけなのです。繰入額を少なくするためにどうするのかということがない。

そこで再度町長にお伺いしますがね、一般会計からの繰入金が年ごとに増大してきています。ここに平成13年の開業当時からの、悠久の湯の一切の予算書、決算書からひもといた数値をデータ化してみました。そうしますと、特にも平成27年から平成29年の3年間平均で1,932万円の繰入金が出ている。加えて、先ほど午前中に補正予算の説明がありましたけれども、2回目となる補正が提案されて、今年度の繰入額が2,396万8,000円にまで膨らんでいるという状況。さらに、これも先ほど説明があった平成31年度当初予算では、当初予算ですよ、2,062万円も計上されている。これでは、痛みや危機感が全く感じられない。改革の意思がない。このように私には映るのですが、町長、見解をお聞きしたい。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいま議員が申しましたとおり、数字的にはそのような形であります。その状況の中で、毎年度毎年度運営協議会等の中でも、いろんな運営を、町民温泉を運用するために、その幅を圧縮するために、さまざまなキャンペーン等も含めながら提案し、そして議論をいただき、そしてさ

まざまな角度から実施してきた経過であります。

ただいま議員からは、数字をもとに、数字で出ていないからそうだという議員の判断かもしれませんが、運営する町としては、そういった意味ではその都度その都度いろいろ施策を提案しながら、そして協議会に諮りながら、そしてそれを議決いただきながら、そして実施してきた内容が多々含まれているというふうに思っております。ただ、実際としてそれが形に出てきた年度もありますし、また、数字的にまたご負担をいただくような年度があったということについては、十分認識をいたしているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

運営委員会を含めて、繰入金の圧縮などについて議論をしながら、さまざまな角度から展開、実施してきたのだと、このように述べていますが、後ほど触れますけれども、先ほど町長は答弁の中でも述べているように、入館者数は増えても売上収入に結びついていないのだと、このように言っているわけですよ。そういう課題というのを一つ一つ、やっぱりきちんと見据えた答弁をしていかないといけない。

そこで、お聞きをしますがね、平成31年度当初予算では、町全体の入湯税込1.4%増というふうに見込んでいます。このように言っているわけですが、日帰り客数を1,437名と推定しておるようですが、悠久の湯の客数の見込みとその根拠、毎年入館者数が減ってきているのに増やしているわけです。私の試算でいきますと、923人程度の増を悠久の湯では見込んでいるのではないかと、このように見ることはできるのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

悠久の湯の入場者につきましては、悠久の湯だけで平成30年度予算と平成31年度予算を比べますと、平成31年度予算で1,013名の増加と見込んでおります。

この増加の根拠ということでございますが、過去3年間の入湯者数の平均をもちまして算出した人数でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

やっぱりね、そういう分析の仕方に、私は真剣になって悠久の湯の運営を見ていないということだと思うのですよ。

いいですか、17年間の入湯税の割合というのは、平泉町全体の中で、悠久の湯が64.2%しか納めていないのです。そして、その他の施設が35.8%なのです。それから割り出すと、今、課長言われたような1,013名の増なんていうのはあり得ないのです。ましてや1,000単位で減っているで

はないですか。1,000増やすというなら、具体的に税務対策としてどうやるのですかということ
を私は聞きたい。だけれども、今そこでこの議論しても答えられないでしょうからね、先に進み
ますけれどもね。

平成31年度の繰入予定金額は既に、先ほども言いましたように、平成30年度当初予算を上回っ
ているのです。毎年一般会計から繰り入れをしなければ事業運営ができないなんていうことは、
深刻な問題なのです。そう思いませんか。町民のための健康福祉の拠点だといっても、提供し
ているサービスというのは、すぐそばに民間事業者があるではないですか。行政が唯一の実施主
体ではないということは、そのことだけでもわかるわけです。つまり、高い公益性がない、冒頭
に言ったように。そういうことなのです。

そういう中で、町長がずっと言われてきているように、住民や、あるいはこの近隣の方々の健
康増進や交流の場として継続したいのだというふうに、先ほど町長は述べたわけだから、だとす
れば、どのようにして健康福祉交流館というふうに銘打ったこの温泉事業の目的を成就させるの
か。温泉事業をどうやって再生させるのですか。その具体的な方法論をあいまいにしたまま事業
を続けていくとですね、ますます業績を下げて経営破綻を迎えるか、あるいは施設の売却をしな
ければならないということは火を見るより明らかなのです。

2月28日の運営委員会の参考資料にこういうことが書かれていました。指定管理者に任せると
も一つの検討の余地がある。あるいは民間に委託をするということも余地がある。こんなのが
運営委員会の資料の中に載っているわけですね。考えてみてください。毎年2,000万程度の繰り
入れをしてもらわなければならない温泉事業を誰がやりますか。そのことを真剣に考えてほしい。

そこでお伺いをするわけですが、やっぱり黒字経営を続けていた平成13年から平成19年までの
この9年間の原点に戻って、早急に経営改善のための取り組み、さらには、施設の老朽化対策、
最後に触れますけれども、こういったものに取り組みないと禍根を残すことになると思いますが、
考えをお聞かせください。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、議員がおっしゃったとおりで、一般会計からの繰入金で毎年2,000万というのは、やはり
税金を使ってそういった投入をするというのはうまくないということですので、キャン
ペーンの期間の見直しを図ったり、キャンペーンの割引、今300円になっていましたが、そ
れを400円にするとかといった歳入面の確保、あとは、施設設備も老朽化しているわけですけれ
ども、それらの今後の何年もつかということも見積もりしまして、財政計画の策定に努めてまい
りたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

論点を捉えていただいた答弁ですから、次に進みたいと思いますが、さらにですね、現状から

見える課題というのはこういうものもあるわけですよ。使用料収入が減る一方で、事業運営に必要な一般管理費の総額というのが、開業以来17年間の平均額を見てみますと6,293万7,000円になっているのです。そして、赤字となった平成20年以降の平均額は6,448万。200万程度どんどん増え続けてきている。こういう現実があるのです。使用料収入が減っている中で、管理費用だけは減るどころかどんどん増えている。そのしわ寄せがどこに行っているのかと。一番わかりやすい現象で言えば、一般会計からの繰入金が増額としてあらわれているということが手に取るようにわかるわけです。

答弁では、何らかの抜本的な経営改善が必要だと強く認識していると、このように述べていますが、使用料収入の減少に見合う管理費の精査や、あるいは圧縮や抑制する取り組みというのが具体的に述べられませんでした。これもやっぱり大きな課題だと思うのです。

私は、この温泉事業の運営に当たって、そこに従事をしている従事者の責任がまずないということ、取り組むべき達成目標が設定もされていませんから。そこには経営を改善しようとする努力も意識も生まれえないということ。いわば他人事のように危機感が希薄になっていはいませんか、このように皆さんに訴えたいわけです。

そこでお伺いをします。変遷をしていく経営環境に順応していくための検証と、運営主体である行政として、喫緊に利用者のニーズの把握、イベントや割引の手法、貸切使用料のあり方をはじめ、入館料、入湯料の精査を含めて詳細に検証することが、私は求められているというふうに考えます。そして、その検証結果をベースにした経営改善に向けた達成目標の設定と、新たな企画立案、具体的にどのように取り組むかというものを、議会はもとより町民に指し示さないといけない。このように思います。そのような立場に立って、具体的な目標やスケジュールを設定することが必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

やはり経営改善に向けた目標指数などをこれから、今後設定いたしまして、平成31年度以降にそういった経営改善計画を策定、その目標などを設定したことに基きまして、今後策定計画をつくっていくということですが、年度につきましてはまだこれから、検討してからですね、考えていきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6番（高橋伸二君）

そういった取り組みが極めて大切であろうというふうに思います。

そこでですね、この悠久の湯の運営というのは、平成19年までは非常に、非常に言えばあれですが、順調に推移をしてきているわけですね。そして逆に、悠久の湯から1,700万円も町の一般会計に繰り出しをしてきているという実績はあるわけですよ。やっぱりそのことを忘れてはいけない。何を言いたいかということ、今日、一般会計から悠久の湯に繰り入れをする以上、町全体

として悠久の湯の事業運営をフォローする必要があるでしょう。このことを訴えたいわけです。

例えば一つの例で言えば、敬老特別優待入浴券というのがございますよね。この入浴券を使つての入館入浴者数が過去7年間で6,045人という数字が出ています。平成27年からの3年間では2,558人なのです。ところが、この特別優待券というのは、名目上は80歳以上の老人に対して支給をしている無料入浴券ですが、実際は入湯する人の年齢制限はなく、かつ、この優待券での入浴者も入館者数にカウントしているという矛盾があるのです。それどころか入湯税も課税免除となっている。これは条例の定めの中に、町長が特に認めた場合ということがありますから、それを適用されているのだと思うのですが、残念ながら、ここにも検討すべき課題があるというのは、入館入浴に伴ってただで入っている人なのですが、光熱水費は健康福祉交流館特別会計から出しているわけですよ。

そうすると、ここはお聞きをするのですが、敬老特別優待制度そのものは否定はしませんし歓迎します。しかし、せめて優待入浴者数に見合う光熱水費見合い分、あるいは入湯税見合い分、これはこのような企画をしている主管課、保健センターでしょうか、主管課の事業費の中で補完することや、あるいは優待券を買い取りをすると、こういう取り組みをすることによって、健康福祉交流館の負担を軽減するような取り組み、つまり、町全体で支え合っていくということが必要ではないですか。

ちなみに、平成29年度決算では、民生費の19節老人福祉費の不用額は428万円出ています。全体で支え合うということが必要ではありませんか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

当然、町のまさに施設ですので、全体で支えるというのは当然のことです。現在、それをやらないできているのも事実だというふうに思っております。全て悠久の湯で負担を背負っているということだけには、ある意味では、今、議員が主張するように、全体で守っていかなくてはならないという意識で、私自身も運用させていただいております。

今般、補正でも2,300万繰り入れですが、実際今までも何も取り組んでなかったのではないかと、先ほど議員もおっしゃりましたが、いろんな角度から、今の一つとってみても、敬老会の補正についても、当初は敬老者だけのスタートでありました。やっぱり今おっしゃったように、高齢であるということから、それを支える家族の人、必ず1人やるわけでないで、何とかそれを2人に、つまり手を貸す人も一緒に行くものだから、そしてやっていただけないかという、いろんな今までのキャンペーンでもいろんな手だてを考えて、今ここまでやってきたというふうに思っております。

そういった中に、油の高騰があったりとか、雪の降る降らないでも全然違ってきますし、そういった意味では、昨年は1月2月、結構寒くて雪があったり、今年は1月2月はこういった気候でもある意味支えられて、また入湯者も増えてきております。そういった負担もしながらですけども、また水道料金、800万ほど温泉では使っているわけだし、入湯税でも600万ほど入湯税が

入っております。というように、入っているからそのぐらい負担してもいいということではなく、まさに先ほど議員が申したように、町全体でそうして支えて、そして運用していただき、特に最近、特に高齢者の方々が本当に朝、一日来て、キャンペーンの最中でもあります、300円という中で、家族が送ってきて、そこでみんなしてさまざまな話をしたり、風呂に入りながら、また上がりながら、また入りながら、ゆっくり過ごしながら地域のことをいろいろしゃべったり、地域のこと、自分たちの若かったころのこととか、いろいろしゃべりながらやれる、そういう町民温泉は物すごくいいと、何とかこれを続けてほしいというようなお話も、いろんな会合に行ったとき耳にすることもあります。そういった意味では、だから一般会計からどこまでも負担していいということにはなりませんので、当初私が答弁したように、さらに圧縮に向けて努力してまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

町長の答弁いただいたわけですが、私は何もそのことを求めているのではなくて、いわゆるみんなを支えるということの一つとして、例えば保健センターがこの高齢者の優待券を出したとすれば、その保健センターの事業費の中でやっぱり幾らかでも見ると、そういうことで支え合うということも必要ではないかと、このように言ったわけです。

そこで、いわゆる利用料の割引サービス、こういったものに依存をしないサービスの提供というのも必要だというふうに思うのです。いみじくも今、町長が答えられましたように、あそこに足を運んだ人たちが本当に和気あいあいといろんなことを話題にしながら、いろんなものを眺めながら懇談ができる、交流ができるというのは極めて望ましいことでもありますから。

そういう意味では、例えば悠久の湯の浴場を見てもらえばわかりますが、ほぼ半分がガラス面で、極めて殺風景な状況になっていると。あるいは脱衣所もそのとおりですよ。何の飾りもない。ホールもそうだ。そういう中で、例えば浴室の殺風景なガラス面、あるいは壁面、そういったところに何らかのみんなが話題性を持って会話できる、話のネタになるようなキャラクターでも何でも、そういうものを細工をしてみる、そんなことも必要だと思うのです。

これ皆さんご存じだと思うのですが、花巻、遠野、平泉の観光推進協議会が出している、非常に私はほっこりするとか、吉野さんではないけどほっこりする、こういうイメージを持つのです。こういったものを活用してみるということも試されてみてはいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに費用のかからない企画の検討ということで、今まさにそれを来年度からちょっと取り入れてみようとは思っておりました。今、議員の、ほっこりするような、温泉に入ってほっこりできるような雰囲気づくりを、これ、今、議員さんが提示したものでなくてもできると思います

ので、それらを検討して、入館者数を幾らかでも増やして行って、入館料を増やし、一般会計からの繰入金を少なくしていくということで、今後進めていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

こうしたものを先行して取り組んでいる事例というのが、ひと月くらい前でしょうか、マスコミで報道されたりもしていますから、ご覧になった方もあるかと思うのですが、ぜひやっぱり、試されてみる価値はあるのだろうというふうに思います。

そこで、先ほど町長の答弁にもかかわるのですが、いわゆる運営委員会の中では、雪が降ったり暑かったりすると客足に大きな変化があったと、このように言われています。

天候によって入館者が左右されるとすれば、その天候を逆に利活用した、そうした寒さや暑さの温度によって割引率を設定してみるとか、そういう取り組みなど、自然環境を逆手にとったキャンペーンというのもやられてみる価値があるのではないですか。そういうものをやるためにも、いわゆる施設の運営者、現場の従業員に対する責任を持たせるということが必要になってくる。そのことによって、やっぱり運営の中身も実のあるものにつながっていくというふうに思うのです。そうした、先ほど言った湯につかりながら眺めて癒されるような取り組みだとか、あるいは今話をしたような知恵を出し合うことによってできる改善策をぜひ実行に移していただきたい、このように思います。

次に移ります。

答弁でも触れられていますが、いわゆるこの悠久の湯の事業運営にかかわる一般管理費のうち、特に需用費と人件費の額が右肩上がりとなっています。これは答弁でも触れられました。

事業運営上、必要不可欠な出費は避けられないことは言うまでもありませんが、そのことを課題として認識している、いわゆるコストの削減、これについてどのような検証を行い、いつまでに取り組もうとしているのか伺います。先ほどの課長の答弁では、平成31年度以降にやるということでしたから、それならそれでも結構ですからお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

一般管理費につきましては、開館以降、5,000万後半から6,000万前半で推移しておりまして、収入面の減収が事業運営全体に影響を及ぼしております。

事業運営改善に向けての、先ほどもお話ししましたが、目標指数を検討しながら、入館料の増収に向けた収入確保の対策見直し等を進めてまいりたいと思っておりますし、あとは、町民の健康福祉増進を目的としました施設運営を踏まえながら、経営コストの抑制や経営の効率化に向けて、今後取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

取り組まれるということですので、注意深く見守ってまいりたいというふうに思います。

次に、人件費についてお伺いをします。

赤字に転落をした平成20年以降、平成29年度までの繰入金総額と、臨時職員の賃金、共済金総額、これをそれぞれ10年間の平均で比較をしますと、繰入金平均額は1,828万2,700円、賃金、共済金の平均額は1,736万2,244円というふうになっているのです。その差額はわずか92万円なのです。これでは、知らない人が見ればですよ、今まで議論されたような経緯を知らない人が見れば、人件費を補填するために一般会計から繰り入れしているのではないですか、このように言われるのが当然だと思いますが、決してそうではないのだということのお答えになるのでしょうかけれども、認識をお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

温泉運営に係る人件費につきましては、フロントや厨房の従業員の人件費でありまして、営業していくためには、現在は最少人数で対応しておりますので、これ以上の削減はできないということでございますし、人数ですね、人数の削減はできないということでございます。ですので、売上高に対する人件費比率は設定はしておりませんが、やはり最終的には入館料を増やす努力をしていかなければいけないということで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

もう10分ぐらいしかなくなってきましたから、先を急がせてもらいますがね。

大幅な使用料収入が見込めないということは、もうよし悪しは別にして、共通認識として持っていると思うのですよ。そうするとですね、そういう中で財政を見ると、やっぱり入りをはかりて出づるを制するという会計処理の基本中の基本の理念を生かしていかなければいけないというふうに思うのです。

そこで、簡単に答えてもらっていいです、今の答弁では、特に人件費比率について定めていないということなのですが、平成29年度の売り上げ収入に対する人件費比率が44.7%になっている。このことについてどのような認識をお持ちですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

人件費比率が売上高に対して44.7%というのは約半分でございますので、しかも先ほど議員おっしゃったとおり、繰入額とほぼ同じということは、やはり経営上、人件費割合は高いのかなどは認識しておりますが、ただ、先ほども答弁いたしましたとおり、今、温泉の従業員数はぎりぎ

りいっぱい運営しておりますので、人件費比率については高いとは思いますが、比率を下げるためにはやはり収入を増やすしかないということで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

時間があればもっと踏み込んだ意見交換をしたいのですが、残念ながら時間がありませんから避けておきますが、やっぱりですね、きょうの町長や説明員の皆さんの答弁を総括的にお聞きをし、そしてそれを私なりに見てみると、健康福祉交流館事業を継承するツールとして、早期経営改善計画の策定というのは避けて通れない。何物にも優先をして取り組まなければならない課題だと、実践しなければならない課題だというふうに私は見えています。

よく、事業の分析に当たってはPDCAサイクルというのをやりなさいというふうに、コンサルタントなどが指導しているわけですが、町独自でこのPDCAサイクルの実施が困難であるとすれば、いわゆるコンサルタント業者などを活用をして、しっかりとした経営再建に向けた対策というのを練り上げる必要があるのだらうと、このように思います。これは皆さんがこれから考えられることですから、回答は、それを後で見ればわかりますので結構でございます。

そこでですね、私は幾つかのこの間の取り組みの中での課題について申し上げてきましたけれども、そこでもう一つの課題についてお伺いしたいのですが、いわゆる目的税である入湯税、これはそれぞれ4項目でしたか、使用目的が制限をされているわけでありまして。その使用制限の中に、鉱泉源、いわゆる温泉の源ですね、鉱泉源の保護管理施設に要する費用にも使えますよということがあります。ありますが、平泉町は悠久の湯に対して、6,000万円以上の入湯税があるにもかかわらず、一円も投入をしてきていません。これはどういう理由によるものなのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

入湯税につきましては、現在のところ大体1,000万円から1,100万円の範囲内で平泉町に対しての入湯税は入ってきてございます。その支出使途につきましては、高橋議員お話しされましたとおり目的税でございまして、まず支出使途が決められてございます。1つが観光施設の整備とかソフト事業、ハード事業とか、観光施設の整備または観光振興に対するもの。それから、環境衛生施設に対するもの。それから消防施設、消防活動に必要な施設に対するもの。それから、最後にもう一つが鉱泉源の保護管理というふうなことでございます。

けれども、その1,000万から1,100万円内の充当につきましては、今現在、衛生組合ですね、一関市広域行政組合の環境衛生施設のほうへの負担金、それから、消防関係への消防施設整備の事業の一部、それから観光行政についてということでやっているところではございまして、いずれ目的税を充当できないわけではございませんけれども、今現在はそういう内容で観光の、鉱泉源に対する整備についての支出は考えていないというふうなところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

あのね、そういうふうに通じていいのですか。私はこう思うのですよ。例えばね、今、年間平均で1,000万、入湯税がこの平成20年以降、10年間で6,100万ですよ。これだけあるものの中から、悠久の湯の機械設備などの修繕費を充当すれば、名目上は一般会計からの繰入額の減少という形で作り出すことができるのです。やっぱりそういう手法といますか、そういうものを駆使しながら経営改善のために取り組んでいるのだということを考えてほしい。

私は岩手県の政策地域部に問い合わせをしました。平泉町で入湯税を一円も源泉設備の修繕に使っていないけれども、どういう指導をしているのですかと。そうしたら県は、入湯税法はいわゆる法的規制をしていませんと、あるいは文書指導もしていませんと。あくまでもその町の判断でもって自由にできるのです。こういうことなのです。

私は山形県の三川町というところに電話をしてみました。ここも公営温泉をやっている。そうしたら、ずっと入湯税から鉱源泉の設備費に充当しているというわけですよ。やっぱりそういうふうなことを取り組んでいかないと、ただただね、入館者数が増えた、結果として入館料が減っている、だから入館者数を増やす、こういう議論だけではなくて、もっと知恵を出し合いましょうよ。そういうことが今、平泉の中では求められているのではないのでしょうか。

そこでですね、入湯税の関係でもうちょっと、もう4分しかないのですが、言いたいのですがね、やっぱり入湯税を有効活用する手法として、町内の他の2つの温泉施設における宿泊産業をより強化をすると。あるいはその経済効果を一層高めるための投資として、観光の振興、観光のまちづくりを訴える我が町でございますから、そこに多く活用をすれば、その効果は決して小さいものではないというふうに思います。当然、町の税収増にもつながって、幅広い経済波及効果をもたらすというふうに考えます。

そこで、できるかできないかの答えだけで結構です。入湯税をもとにした鉱源泉保護設備補修等補助金交付金制度を新設するという考えはございませんか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

似たような事例で京都市で実施しているというような事例がありまして、10万円を上限に2分の1の補助ということです。財源が確保できるのであれば実施の検討も可能かというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

財源は潤沢とまでは言いませんが、ございますので、ぜひ検討されてください。

最後になります。時間がありません。町長答弁でも設備の老朽化に伴う話がされました。長寿命化に向けた検討もされていると、こういうことでございます。

私は非常に大きな危惧をしているのです。それは現状の設備、機器の維持管理費用をひもといってみました。そうしますと、開業から平成29年度までの修繕料、あるいは工事請負費の総額というのは11億6,000万かかっているのです。11億6,000万です。単年度平均で7,700万なのです。さらに別枠で、年間130万円の保守点検清掃委託料を必要としているのです。さらには、機器の耐用年数、15年から20年という幅がありますが、平成12年に設置したやつの額が2,100万円。これが既に耐用年数を超えている。こういう状況がある。

そうすると、公衆浴場として存続する上で、その資金確保が命題となっています。温泉設備の維持管理費用及び設備更新に要する費用の計画的財政準備を行う必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

入湯税の税率ということでは……。

（「ちがう、ちがう」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

もう時間ですが。

6 番（高橋伸二君）

あのね、時間が来たって議長に言われましたから、それにはしっかり従いますけれども、質問の内容を理解されていないようですからもう一度言わせてください。公衆浴場として存続をする上で、既に耐用年数を過ぎた機器がございますと。その金額も設置をしたときの金額で見ると2,080万円ほどになっているのですと。それがもう既に2つ以上あるのですと。したがって、今後のそうした温泉設備の維持管理費用として、計画的な財政準備が必要ではないかと思いますがいかがでしょうかという質問です。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

すみませんでした。施設設備の更新等における費用の想定は今しておりまして、大体開館当時に設備した主な機械、機器類など、その当時の購入整備額を踏まえますと、大体4,000万円程度が、17年前の金額ですので、見積もりしてみないとちょっと詳しい金額はわかりませんが、まず4,000万くらいと推測しておりました。ほかにも原水ポンプの購入や、あとその入れかえなどの工事費などは、現在5年に1度行っているところであります。

なお、その資金の捻出につきましては、現在の経営状況を鑑みますと、非常に温泉会計だけではちょっと捻出することができない状況でありますので、一般会計からの予算の繰入金等で捻出することを想定しております。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時14分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

通告2番、佐々木一治議員、登壇、質問願います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

8番、佐々木一治でございます。ただいまより一般質問いたします。

私の質問につきまして、第1点、2点と、2点についてお伺いいたします。

無量光院跡の全貌発掘とJR東北線の線路移設についてであります。これは教育長からお願いいたします。

計画されている公民館、図書館、体育館の今後の計画については町長からお願いいたします。

では、内容を言います。

1番、無量光院跡の全貌発掘とJR東北本線の移設について。

（1）平泉の世界遺産は、まさに世界遺産委員会が認定した浄土をあらわす考古学的遺跡群であり、保護すべき顕著な普遍的価値が存在するのであります。

無量光院跡はその一部をJR東北本線の線路により分断され、全体像と保護すべき価値が把握できていないということです。

それで、取り巻く複数の構成資産があり、無量光院周辺地域には、伽羅之御所、白山神社など、宗教施設の遺跡も存在し、全体が浄土の世界をあらわす構造を示しております。その価値と理念を再認識させ、平泉の未来を方向づける上からも、世界文化遺産に登録された平泉の宿命であります。そのために、貴重な庭園遺跡を分断しているJR東北本線の移設を求め、関係する行政機関、JRなど、建設的協議に取り組むことが不可欠となっている。このことについては教育長からお考えをお伺いいたします。

2番目でございます。

計画されている公民館、図書館、体育館、今後の計画についてであります。

（1）平成34年度に向けて公民館、図書館、建設を進めているが、交付金があるからとはいえ、町にとっては箱物では高額な予算であります。近々には町体育館建設も控えております。行政としては、予算などが厳しく、平成31年度は町の予算は基金を取り崩し計上している状況であります。少子高齢化、人口減少など、年々財政が厳しく、再検討すべきではないかということでもあります。また、他の町と比較して建設費が高く、建設する場所など検討すべきではないかと、町長の考えをお伺いいたします。

以上、2点であります。よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、佐々木一治議員からのご質問にお答えをいたします。

私からは、2番の公民館、図書館、体育館の今後の計画についてのご質問にお答えをいたします。

公民館、図書館の建設につきましては、平成34年度の開館に向けて、現在民間事業者の募集に係る事務を進めているところでありますが、基本構想、基本計画の策定に際し、町の財政規模等を勘案し、公民館、図書館の建設を優先させることとし、財政計画にも掲載したところでありますので、今後も計画どおりに建設を進めてまいります。

なお、体育館につきましては、次期総合計画を策定する際に検討することとしておりますので、財政計画等に鑑みまして、引き続き検討してまいります。

また、建設費につきましては、他自治体の実績や国土交通省の積算要領、不動産鑑定結果などをもとに概算で積算しているものであり、今後の民間提案によって積算していくこととなりますが、契約額の決定に当たりましては、通常どおり予定価格を設定し、見積もり合わせを実施いたしますので、適正な契約額となるよう努めてまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、最初の無量光院跡の全貌発掘とJ R東北本線の線路移設についてのご質問にお答えをいたします。

無量光院跡は、奥州藤原氏3代秀衡が造営した寺院であり、世界遺産に登録された資産の一つでございます。無量光院跡の全体の範囲としては、南北約320メートル、東西約230メートルあり、J R東北本線と中尊寺通りによって分断されていることは議員ご指摘のとおりでございます。これは、昭和29年発行の無量光院跡発掘調査報告書が学術的に明らかにし、一般的に知られるところとなっております。

東北本線は明治24年に開通してあります。本堂の建物跡を破壊することなく、それを避けて線路が通されており、池、土塁、堀の一部が削られて失われております。昭和41年には複線化されているところであります。

道路とJ Rで分断されてはおりますが、無量光院の範囲は全て遺跡となっており、これまで発掘調査を実施することで全体像の把握に努めてきたところであります。発掘調査回数は現在まで延べ41回に達しております。この発掘調査による解明への取り組みは、今後も継続していくものであります。

議員ご指摘のとおり、世界遺産に登録された資産は確実に保護をしていく必要があります、コアゾーンの無量光院跡は、国指定特別史跡として文化財保護法のもと、厳密に保護されております。

世界遺産に関してイコモスは、無量光院と金鶏山との視覚的関連性は損傷を受けていないと評価しております。鉄道への指摘事項はございません。視覚的つながりが妨げられないように展望を維持すること、そして、周辺を含めた景観改善を図っていくことが求められております。

よって、現状として、世界遺産の完全性は無量光院において保たれており、鉄道移設の課題は存在してはおりませんが、景観保護への配慮が要されることにもなります。周辺の景観改善に関しましては、今後とも地域住民の協力のもと、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

岩渕教育長からご答弁いただきましたけれども、答弁の中では、建物跡については鉄道には関係ないということですが、世界遺産の町としては、登録してから間もなく8年になるうとしているわけでございます。

それはそれとして、私は聞いているのは、建物跡でなく全体像として、この資料にも教育長に渡しておりますから、これは中尊寺通りとそしてJR、これは無量光院が分断されていますよと書かっているのですね。これはご覧のとおりわかるかと思いますが、この建物跡とかそういうのはございません。全体をどういうふうにするか。JRを分断されているのを考えるべきではないかという私の質問ですから、これは答えになってないなとこういうふうに思うわけですが、答弁の中で、最後に鉄道の課題は存在してはおりませんと答弁なさいました。さらには、周辺は景観改善にしては今後も地域の住民と協力、連帯して取り組んでまいりますということですが、ちょっと私の聞いたこと意味不明でございますので、この分断について、この分断をされている世界遺産の遺跡ですよ。これをJRを移設したほうがいいのかという私の質問でございますから、再度答弁をお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

先ほども答弁でお話し申し上げましたが、イコモスの評価は、無量光院と金鶏山との視覚的関連については損傷を受けていないと評価されているということでもあります。

確かにJRの線路によって、一部の部分について分断されているというか、そこで壊されているというか、いうふうなことがあるわけですがけれども、全貌発掘というふうな観点で言いますと、この無量光院の池は中尊寺通りの東側まで大きく入っているのです。ご理解いただけますか。ということは、全貌発掘というふうな考え方で言いますと、線路だけではなくて、中尊寺通り、またその東側に位置する民家、そういったことも全て含まれるわけですから、そこまで全貌発掘ということになると、これは大変なことになるかというふうに思います。

今できる範囲で、中尊寺通りで分断されている部分もありますけれども、池の部分、無量光院

の周辺の池にかかわる、いわゆる史跡指定範囲というふうに言われている部分で、できるところで今調査をしたりして、復元をしたりして進めているところでもありますので、その部分については、例えば遺跡と生活の共存というふうな考え方からしますと、全て全貌発掘ということになれば、道路もなくする、住んでいる方も越してもらい、そういった形でというふうなことになるかと思えます。それは現実的には難しいのだろうというふうに思えます。まして、線路でありますから、動かすとならばですね、その路線を変更して、一部を変えていかなければならない。大変な問題だろうというふうに思えます。

今のお話ししましたように、建物の部分、いわゆる西側の線路にかかっている部分はありますけれども、全体の史跡というふうな観点からすると、そう大きな影響を与えているものではない。ただ、景観的には列車が通るというふうな姿が見えるわけでもありますから、そういった部分の問題はあろうかと思えますけれども、今やっている保存なりあるいは管理、あるいは調査把握というふうなことを進めていくというふうなことで、ご理解をいただくしかないのではないかなと私は考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

教育長は、今までの発掘調査、いろいろな場所を発掘したわけですがけれども、何を言われたかという、遺跡と生活共存というお話いただきましたが、その遺跡と共存、もちろんそのとおりだと思えるわけですが、去年の2018年11月には岩間会館を解体いたしました、敷石が出てきたという現状があります。そこまで金をかけて、これも生活の一部ですよ、そういう方向でやられているのに、生活と遺跡という、共存というお話ですがけれども、それにはつながらないのではないかと思います。ですから、やっぱり世界の平泉、世界遺産ですよ。ええ。ですから、やっぱりJR、あるいは中尊寺通りもそういう考えで京都ぐらい以上にそういう方向で、まずもって国に陳情して、そして移設をお願いするという考えはございませんか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

そこまでのところは考えておりません。

岩間会館のことについては、どのような経過でもってあそここのところが発掘をされて、解体され発掘されたかということについては、所長のほうから答弁させます。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

岩間会館の跡地ということですがけれども、あの場所につきましては、いわゆる無量光院を整備していく上での必要な範囲に入っております、そのためにお願いいただいて公有化をしたのが昨年度のものでございました。その上で、整備をしていく上で必要になるのがその場所の発掘調

査ということで、昨年ですか、今年度ですけれども、行いまして、その結果としてあのような石敷きが出てきたということになります。ですので、いずれ整備すべきエリアというのがありまして、その中で公有化と調査と、そして整備というふうな形で持っていくのが原則でございますので、それにのっとっているというのがあの場所になります。

コアゾーンって、世界遺産になっているゾーンがありますけれども、そのゾーンはあくまでもJRから東側の部分でありまして、JRにつきましても、そのいわゆる登録されたコアゾーンの中には含まれておりません。そういうことでございますので。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

及川所長からお話しいただきましたが、コアゾーンということで鉄道東のみというお話ですが、今後ですね、追加登録を検討しておりますね。その追加登録についても、やっぱり正確なものを登録していかないとわからないと思うのですね。まして世界遺産を抹消ということもございませうからね。だから今後こういう格好でいいのだという大体ので世界遺産なのだよ、無量光院なのだよということでは、私は人間性として、またその当時の遺跡としてですね、はっきりしたものを出していかないと、今後の追加登録につきましても、そういうあやふやな簡単なものを出して追加登録するのではなかなか難しいのかなと思います。ですから、移設は、再度聞きますけれども、必要することはないということですか、教育長。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

長期的にというか、例えば何百年というふうなスパンで物事を考えていく際にはそういったこともあろうかと思っておりますけれども、今、町民の人々が生活をしている、その中に世界遺産の遺跡が点在するという、そういう平泉町の特性から考えますと、今JRを動かして、そして遺産を完全な形で復元するというふうなことは現実的には難しいのではないかなと、そのように思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

遺産、今後時代が変わるについてはいろいろ変わるということでお話いただきましたが、町内はご存じのとおり遺跡がかなりあるわけでございます。教育長知っているとおりでございますが、白山神社につきましても、当時しばらく前ですけれども、コンビニが建つ予定でしたけれども、それをコンビニをやめていただいてあそこを白山神社の遺跡をやりました。そして、あの一番大きいのは伽羅之御所ですね。今後発掘されるだろう伽羅之御所、もちろんそういう方向でも、前に聞いたことがございます。これらについてはどういうふうにご考えておられますか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

議員ご指摘のとおり、伽羅之御所跡、それと白山社なのですけれども、白山社跡、ともに平泉の町を、当時の町をつくっていく上での、当然、必要な大事な遺跡であったのは間違いございません。ただ、これにつきましても、特に史跡指定をしていくという方向での検討はしているところではありませんが、ただ、一部、白山社の中の一部については既に史跡指定になっております。それをどうしていくというよりは、今もそうなのですけれども、住宅等が少しずつ増えてはおります。そういったものにも対応しながら、徐々に発掘調査を増やしながらか、増やしながらかというか、続けながら、徐々にその解明に向けて努力していくというところで、いわば大切な遺跡として取り扱いをしていくということになります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

何かしくっとしませんけどもね、本物は本物のようにですね、すたっと広さをはかっていたきたいのですけれどもね。何か答えを2人で話していましたね。何か答えありますか。ないですか。はい、では教育長。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

私が共存の話をしたことでちょっとこんがらがっているような感じがしますがけれども、お亡くなりになった前の遺産センターの名誉館長の矢野先生、ご存じだと思いますけれども、矢野先生のお話では、平泉の世界遺産を全てその時代どおりに発掘をしたりしてもとの形に戻すということになれば、町民全てがいなくならないうちはできないというお話もなさっておりました。つまり、今生きている、生活している人があって、遺産があって、どう共存して、それも大事にし、生活もなりわいもというふうなことを考えるのが、現実的な、いわゆる平泉の世界遺産を私たちが守っていくというふうなことにつながるのではないかというふうなことであります。

岩間会館のお話をされましたが、あの会館の持ち主さんはあそこには生活しておりませんでしたね。もう既に越していらっしやった。ガイドの会か何かにお貸しをしていたところだったと思います。もうそろそろ解体をしたいというふうな思いもあったのだらうと思います。それで、こちらでも働きかけて、何とかというふうなことで、あそこは更地にさせていただいて、掘ってみたら石敷きが出てきたという。つまり、生活はもう全て、その場面ではあの会館さんではなされていなかったという、そういうようなタイミングといいますか、そういうようなところで、ですから発掘もできた。そして貴重なものが出てきたというふうなことだらうと思います。そういったような考え方をしていかないと、いろんなところを掘れば何でも出てくる、そういう平泉ですので、そういったことで折り合いをつけていくというか、そういったことが大事なのではないかなというふうに思います。

繰り返しになりますが、線路を動かすことは多分難しいだろうと思います。もしお知恵があれば拝借願いたい。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

それでは町長にお聞きします。

ご存じのとおり、今、やりとりしてわかるとおりでございますけれども、保存管理計画書もあるのです。示されていると。東北本線、県道と中尊寺線で分断されていると調査されております。この無量光院跡、全貌を発掘する必要があるのではないかと、私はJ R、国に要望すべきだと思うのです。町長の見解をお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

遺跡の重要性は先ほど教育長が答弁されたそのとおりであります。ただ、J R東北線の移転に関しては、現在全く考えておりません。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

それでは、町長からお答えいただきましたから、全く考えていないと、わかりました。

では、社会教育施設に移ります。

社会教育施設につきましては、過去を見ますと、かなり歳出が年々つまって歳出されているというのが現状でございます。平泉小学校の体育館は15年前、3億8,000万円でございます。さらには、平成24年、平中校舎は10億円、そして、今回つくろうとしている公民館、図書館は11億3,000万円でございます。かなり校舎より、平中の校舎より高くなるのですね、たった500坪で。

町長の答弁では、評価されてこういう結果が出ましたよというお答えいただきましたけれども、箱物の金額につきましてはかなり多いわけでございます。耐用年数を過ぎたからといって建設するのでありますが、少子高齢化が来ているわけでございまして、その間は克服、町が活性化を進め、箱物を建てるべきではないかということでございますが、この人口と建物の克服というかです、そういうのはどういうふうにして、人がいなくなればそれは使う人も少なくなると、せっかく11億もかけてこしらえたのだけれども半分になりましたよと、2040年には人口5,000人でございます。それらについてはどういうふうにお考えでございますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

社会教育施設と人口の問題についてでございますけれども、これらにつきましては、平成28年

人口減少については、何も手だてをしないというのでは困るのですよ。やっぱり箱物を毎年のようにつくられて、何十億も使われるということになれば、やっぱり先に人口減少を緩和させてから、そうしてからそういう少し我慢して箱物をつくっていくというのが私の考えなのですね、ええ。

それで何を聞くかというのですね、松本補佐ともお話ししましたがけれども、何回も2階ですね、公共施設は平泉町を見ますと、ほとんど町の周辺に公共施設をつくる。よその市町村は町の役場、市役所ですか、周辺でなく周りに転移してつくる。この辺の違いがあるのですね。転移したほうがやっぱり町は活性化するのです。なぜ今回も、近くに、その高い場所に、土地のですよ、つくるのですか。計画されているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今回の社会教育施設の建てる位置につきましては、候補が何カ所かあったことは公開してきているとおりでございます。その中で、当然、町として土地を求めなければいけませんので、相手もある話ですので、その交渉相手との結果にもよりますが、何よりも今回の社会教育施設につきましては、地域のコミュニティー、地域の方々が寄り添える、たくさんの方々が集まりやすい、さまざまな要件をそろえているということが必要だろうというふうに思っておりますので、このたびの場所に、相手の方々もそのような状況で考えているということがありまして、このたびの場所に決定したという経緯でございます。

わざわざ遠くにするとかいう考え方もあろうかと思いますが、多くの方々が、今現在ある、例えば公民館の地区に対しましては、かなりやっぱり山の上に行くの大変だというご意見もありまして、やはり中心部に近いところに建設すべきだろうということで検討した結果でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

よその発展している行政とはかなり考えが違うなというふうに私は思うのです。ですから、やっぱり近くに置くと、なかなか行政発展には難しいというのが私の現状でございます。コミュニティー、あるいは近いところ、近いところとなるとどうしても土地が高くなる。すると6億何千万も出さなくてはならない。さらには、もっと出さなくてはわがんだいというのは何かというと、アパートの分あってまだ算出してないわけですから、かなり金がかかっていくということになるのですね。もちろん20年以來の一般会計50億でございますから。

それでは、金額でございます。2018年の一関、千厩町では、新鉄筋コンクリートの新校舎、あるいは体育館、過去にも話しましたがけれども、それらをつくられて、もちろん算出して建設業者、あるいはその評価も出しておるわけですがけれども、その金額が、私わかりやすいところで坪数ですね、千厩の2階建ての鉄筋コンクリートは坪60万でございます。今回の建てようとしている公民館、図書館については500坪弱でございますから、200万。この違いは何ですか。どこがそん

なに効果があるのですか。今の評価の土地の価格でこんなに高いものがございますかその違いについてお話してください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

千厩小学校の例は、ちょっと私、細かくは存じ上げておりませんが、普通に考えますと、坪60万という普通の住宅より随分安い数値かなとは思っております。

それで、喫緊の例で言いますと、平泉町でつくりました道の駅ですね、道の駅の事例を見ますと、平米で約45万円ほどになっておりますから、大体この千厩小学校が、議員の試算によりますと坪60万という、平米10万円台になろうかと思うのですが、そういうふうな建物というのは、ちょっと私はわかりませんが、道の駅の例で言いますと、建物だけで平米で45万円です。今回の社会教育施設は平米で48万円ほどになっていますので、現在の値段、単価としては大体妥当なかなと思っています。

それで、先ほど議員がおっしゃってありました平泉中学校でございます。平泉中学校は竣工したのが平成24年3月ですので、震災前に着工していたものでございます。これで平米が26万円ほどですので、震災前と現在では資材もかなり違いますし、当然なことながら、さまざまなものが高騰しております。その中で、この千厩小学校が坪60万円というのは、どのような試算なのかというのはわかりませんが、当町といたしまして今検討している中では、今現在の資材高騰や試算、積算等の高騰を見ますと、妥当な線ではないかとは考えております。ただ、今現在のものもあくまで積算の段階でございます。概算の。ですので、これらにつきましては、より詳細なものを積み上げていくことになろうかというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

八重樫課長、平中の平米単価言いましたよね。平中の平米単価は単価でいいのですけれども、千厩は20万で安いよと。平泉の道の駅より安いのだというお話でしたが、かって200万の内訳は言わないのですか。それをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

一応、積算の細かなところの単価につきまして、積み上げに関しましては、私、ちょっと把握はしておりませんが、今現在では建築と電気設備等々の全ての積算による額になっております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

私は思うのは、結局何かというと、蔓延ではございませんけれども、ここ5年や10年でもうほ

とんど公共施設が建てられているというのが平泉町の現状でございます。なかなか町政に、住民に行きわたらない予算というのは、そう思うわけでございます。

話、今度は町体育館についてお聞きします。

図書館、公民館は計画されておりますが、かつて8年前に町民体育館を設計、単価まで出てやられてたのですけれども、これらについては一体化、あるいはなぜ先行して公民館、図書館なのか。体育館はいつごろ計画をされるのかということです。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

体育館、先ほども申し上げましたが、体育館、公民館、図書館、文化ホールというふうには、町でも住民の皆様からご意見聞きながら、どのような順番でつくるべきか。一回につくれればいいのですけれども、当然のことながら財政状況もございますので、それらを検討してきたところでございます。

公共施設につきましては、今回中学校以来かなというふうには考えますけれども、この中で、皆様と議論した中で、やはり平泉町として社会教育施設を充実させていくことだろうということで、公民館、図書館を優先するということになりました。それで、これにつきましては、2年ほど前の地域懇談会、全行政区回っての地域懇談会でも説明してまいりました。

あと、その中で体育館につきましては、今度の、ことし平成31年度、来年度4月以降の、平成31年度、平成32年度で、今後10年間の総合計画、基本構想と前期5年間の前期計画をつくってまいります。その中で検討してまいりますということにしてまいりました。現在のところでは、財政計画にものってございませんので、それらについて今後どのような形で検討していくかということを含めまして、この10年間の計画の中で位置づけられるものかどうかも含めて、詳細に検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

岩手県内19町村ございまして、体育館がないというところはないのですね。奥州市の前沢地区、赤生津地区ですか、の小学校を借りることにしましたということで、全協でお話しされましたけれども、財政計画を立てていただいて、10年間ではかなり遅いと思うのです。体育館がないというところないですよ。八重樫課長。ええ。やっぱり体育館を、平中の体育館ばり使っております、ないからですね。10年計画でやりますよ、財政計画これから立てますよということでもいいのでしょうか。私はそう思わないですけどね。強いて言えば、私の考えは、11億もある、さらには土地買ったって13億もかかるという公民館、図書館ですけれども、セットでつくれるのでないかなと私は思うのです。だから、こちらからお願いして金を出すのですから、こういう方向で設計を委託してつくられるということはないのでしょうか。ただDBOでお金借りるからこういうわけで八千代エンジニアリングなりお願いして、こういうのだよというのではなく、こちらから提出して

こういう金額でこういう価格でやってくれないかということは、八重樫課長、できないのですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今現在の額で、体育館までつくるということはまず不可能かなと。住民の皆様からも、お金ありきで中途半端なものをつくるということはやめてほしいということは言われております。ただですね、当町としても、身の丈に合ったものにしていく必要はあろうかと思えます。町のこの人口規模でどれほどのものが必要なのかということも検討させていただいた結果のこの額でございます。

それで、今現在はこの額の中で、その公民館、図書館、ホールを一緒につくってくれということの提案をいただきたいということで、その詳細につきましては、今、教育委員会のほうで事業を詰めているという段階でございますので、無尽蔵にこのお金全であるからもっと使ってもいいというような形でやっているということではないので、その辺は誤解なさらぬようにしていただければなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

だんだんやめます。

まず土地が高いということですね。建てる場所がね。何を言うかというとな、そうだからその3点セットはつくられないのだよということ。私なら安いとこさつくってね、強いて言えば長島開田一町反歩3,000坪です。2万円で買ったって6,000万です。そこさ建てる、ほら。そのぐらいの面積さつくればという意味ですよ。楽々なものですね。ちょっと考え方が違うと思うのですがね。だから、近いからって、子供たちが3キロ、4キロから来ているのですよ。通学して。近いというのは役場の方々がすぐ簡単に行けるからって意味ではないでしょうかね。私はそうは思わないのですけれども。基金を取り崩してもう13億や12億はなくなりますよ。そういう方向で、再検討するべき、したほうがいいのか。もう一回お答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご提案の開田のところは建築確認は建物が建てられない地区なのでですね。

（「いやいや、そのぐらいの面積という意味」の声あり）

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それはそのとおりですけれども、今現在この状況で住民の皆様にも説明してまいりましたし、これからもより丁寧にご説明してから、皆様と一緒にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

終わります。何ほ言ったってわからないから終わります。どうもありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで佐々木一治議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時13分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告3番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

7番、升沢博子です。通告3番、質問をしておりました順番に沿って質問いたします。

まず、1番目でございます。昨年12月会議のところでも質問いたしました、今、計画に沿って進められている新社会教育施設について、これは教育長に質問いたします。そして2番目でございます。協働のまちづくりについて、これは町長のほうに質問いたします。

まず、1番目の新社会教育施設について質問いたします。

1つ目は、社会教育施設の建設について、町は町民からの要請に応じて繰り返し説明を行ってまいりました。それらの要望や意見は今進めている計画にどのように生かされてきたのか伺います。

2番目、基本構想、基本計画では、町の活力を生み育てるにぎわい交流拠点というコンセプトで、民間のノウハウを生かした施設となっています。完成後の運営については、平泉町らしい特色のある運営をと願っていますが、その基本的な考え方について伺います。

3番目です。運営に当たっての職員体制について、どのような職員配置になるのか伺います。

4番目です。町民の期待に応える、町民交流のシンボルとなる施設です。町民の関心を集めるためにも、建物の愛称を早い段階でつけるべきではないでしょうか。また、新施設設置条例も早期につくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2番目でございます。協働のまちづくりについて。

予想を上回る人口減少や少子高齢化など、現代的な課題について、次期総合計画策定に向けて町としてどのように取り組んでいくのか伺います。

1つ目です。人口減少による限界集落など、目に見えて地域の縮小が進んでいる中、行政区の集落運営が難しくなっています。現状に即した集落範囲の検討なども必要ではないでしょうか。

2番目に、協働のまちづくりについて、次期総合計画策定のための住民の意向を把握する手段

として、今後どのような方策を考えているのかお伺いします。

最後に、この町に住み続けるために、町民みずからが考える仕組みづくりが必要ではないでしょうか。地域包括ケアシステム、公共交通計画も、協働のまちづくりに包括された共通課題と考えます。ともに考える場をどのように今後つくっていくのかについてお伺いします。

以上、明快な答弁をよろしくお願いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員のご質問にお答えをいたします。

私からは2番の協働のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、人口減少により行政区の集落運営が難しくなっている中、現状に即した集落範囲の検討なども必要ではないかのご質問にお答えをいたします。

人口減少により集落運営が厳しくなってきたという声は聞かれますが、現段階では行政区の再編などは考えてはおりません。しかしながら、今後さらに少子高齢化が進むことが予想されますので、行政区の再編に限らず、どのような方法が最も適しているのか、町民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

次に、次期総合計画策定のための住民の意向を把握する手段としてどのような方策を考えているのかのご質問にお答えをいたします。

現在の総合計画の基本構想の策定に当たっては、町民1,000人の方を対象とした町民まちづくりアンケートを実施しております。その際の有効回収率は92.3%でした。このたびの策定に当たっては、さらに多くの方々からアンケートを集めたいと考えております。また、全行政区を回る行政区懇談会を開催いたしますし、さらに会議などのさまざまな機会を捉えて多くの意見をいただきたいと思っております。

次に、地域包括ケアシステム、公共交通計画も協働のまちづくりに包括された共通課題と考える、ともに考える場をどのようにつくっていくのかのご質問にお答えをいたします。

町民みずからが考える仕組みづくりに関しましては、行政としての立ち位置も含め、非常に難しいものがあると考えております。行政がリードし過ぎても難しいですし、とはいえ、リードしないと仕組みはできないと感じております。

一関市では、市が委託したNPO法人が地域住民と話し合い、地域力を上げる努力をしていますが、各地区によって温度差もあり、全てがうまくいっているということではないようでもあります。

昨年度は、今まで町政に意見を反映する機会が少ない20代、30代の方を中心とした若者会議を立ち上げましたが、今後もさまざまな機会を捉えて、施策や課題等に関して丁寧にご説明をし、町民の皆様とともに考えてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私から新社会教育施設についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、（１）の社会教育施設の建設について、町民からの要請に応じて繰り返し説明を行いましたが、要望や意見は計画にどのように生かされたのかというご質問にお答えします。

昨年10月に公民館、図書館利用者を中心に9名の方と、公募し申し込みがありました3名の方で構成しました平泉町新社会教育施設計画懇談会を10月29日、11月19日、12月18日と3回開催しました。1月12日には公民館利用者を中心に約30名で社会教育施設ワークショップを開催しております。

懇談会等で出された意見につきましては、アドバイザー業務を委託している業者及び庁舎内会議において内容を検討し、建設費用も勘案しながら、多くの意見等が反映できるように現在取り組んでいるところであり、3月末には実施方針及び要求水準書案を示してまいりたいと思っております。

次に、（２）の基本構想、基本計画では、町の活力を生み育てるにぎわい交流拠点というコンセプトで、民間のノウハウを生かした施設となっています。完成後の運営については、平泉町らしい特色のある運営をと願っていますが、その基本的な考え方はというご質問にお答えします。

本事業の基本コンセプトとして、大きな目標として、町の活力を生み育てるにぎわい交流拠点の整備として、コンセプトを設定し、皆さんが集まってにぎわう場所だという位置づけにしたいと考えています。

施設の役割ですが、大きく4つを想定しております。1つ目は、人づくりの場だということで、さまざまな学習やイベントや活動を実施する場、学びの場ということで、学習スペース等を確保し、町民の皆様が学習する場。2つ目は、町民の学習ニーズに応じて各種の講座を開催する場。3つ目は、情報交換の場、幅広い世代の方が集まってさまざまな情報交換をする場。4つ目は、コミュニティーの交流の場、集まることによってさまざまなコミュニティーが生まれ交流を深める場を設定しているところであります。

次に、（３）の職員体制について、どのような職員配置になるかというご質問であります。運営に当たっての職員体制については、十分なサービス提供が可能となるよう、公民館機能、図書館機能、子育て支援機能の専門性を十分に理解の上、利用者に対し誠意を持って対応できる人材を適切に配置できるよう、公民館機能、ホール機能、図書館機能、情報発信機能、子育て支援機能と、大きく3つに分け、図書館機能、情報発信機能であれば、司書資格を有する者、情報発信について能力を有する者など、専門性を持った職員等を配置できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

なお、主に現代的、社会的課題に公共的な立場から対応することを目的に、町の職員である社会教育主事1名を配置する予定でございます。

4点目の、町民の期待に応える町民交流のシンボルとなる施設として、町民の関心を集めるためにも建物の愛称を早い段階でつけるべきではないか、また設置条例も早期につくるべきと思う

がというご質問でございますが、建物の愛称、名称については、募集要項及び要求水準書を来年度6月に公表予定ですので、それに合わせ広報等で募集できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

設置条例につきましては、12月議会において事業契約、指定管理者、新施設条例の制定等を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

答弁ありがとうございます。

それでは、1番目の新社会教育施設についてから再質問をさせていただきます。

昨年12月に引き続いての質問ではあるのですが、その後、今年の3回の懇談会という形が、町民の要望に応じてということで新たにワークショップも行っていただきました。もちろん、そういうところが今回の要求水準書の中に生かされてきますという、今、ご答弁もいただいておりますけれども、わかる範囲で結構ですので、その中で出た意見というか、要望というか、そういうところが、大まかなところで結構ですので、こんなところがいい意見として取り入れられそうだなというような、そういったところがあれば、1点でも2点でもよろしいですのでお答えいただけないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほども答弁申し上げましたけれども、1月12日にワークショップを開催したわけですが、その集約をやっぱり教えてほしいという、そういうお声もありまして、お話ししませんでしたけれども、1月22日火曜日にワークショップの集約報告会をさせていただきます。

それで、かなり膨大なご意見、それぞれの分野において細々としたご意見がいっぱい出されました。それを集約して感じたことは、要求水準書、アドバイザーが最初につくってきた水準書の中身と、そうずれているものはない、結構盛り込まれているなというふうな感じがしたところであります。

今ここで特筆すべきものというのは、なかなか私、言えませんが、ただ、私、逆にですね、例えばワークショップ等で和室の使い方というふうなことで、片やお茶の会の方、片や踊りの会の方、とすると当然それはずれがというか、違いがある。片やお茶の水屋が欲しいだとか、違い棚があったほうがいいのか、さまざまなご意見がある。それとはまた相反する、もっと広く、あるいは狭くといったようなことがたくさん出されたということなわけです。それを一つに集約してというふうなことで、なかなか難しい部分がありますが、いずれ範囲というか広さは、全体の広さは限られている中でどういうふうにとりかかるといふふうなことで、それはアドバイザーのほうに伝えながら、それは無理ではないかとか、これは生かせるというふうなことで、今やりとり

をしている。その都度アドバイザーには、懇談会の様子とかワークショップの様子は伝えて、そして向こうから、これについてどういうことですかというふうな、また返事があったりしてやりとりをしているというふうなことです。その最終的なものが、先ほど申しましたように3月末には出てきます。それが意見を、全部きめ細かに反映できるかどうかというのは自信がないところがありますけれども、おおよそのところは受けとめた形で出てくるのではないかなと、そんなふうに思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

非常に膨大な意見を、職員が取りまとめて出していただいたということで、職員も大分苦労されたのだろうなというふうに思ったわけですが、それが、これをワークショップ、あるいは懇談会もそうなのですが、それを機会に町の人たちが、自分たちが今後使っていく、そういう施設が期待、そして夢を膨らませるというようなものに持っていくという、その分かれ目だったような気がするわけですね。なので、いろんな意見はあるにしろ、やはりこれは前に進んでいくのだという思いで、そこに参加された人たちもやっぱり関心を持っていたということでは、非常に教育委員会がそういうワークショップをやっていたということに非常に感謝をしているところではあります。

次の質問なのですが、今後要求水準書を完成させた上で、募集要項をつくって、ことしじゅうに契約まで持っていきたいということで、議会のほうにも説明されている、その発注といいますか、契約の仕方といいますか、1つは設計、建設、それから維持管理運営という、その一括の契約になるというふうな認識でよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

年間スケジュールといたしましては、先ほど教育長答弁申し上げましたとおり、3月末までには要求水準書案をまとめて公表していくと。その後、募集要項の公表、要求水準書の公表を6月に公表していくといった中で、アドバイザー業務を活用しながら、提案書の受理、審査を平成31年9月、それから優先交渉権者の決定ということで11月を今目標に、今年度というか新年度、事業に推進していきたいというところですし、12月にはその交渉権者と事業契約の締結と、今お話あったDBOということでしたので、デザイン・ビルド・オペレーションということですので、設計、建設から運営まで合わせた形での、一本になるかというところはちょっとこれから詰めていくところはあるのですが、まとまった形で、3本セットというような形で進めていきたいというふうに思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

了解しました。

そこで、ほかの例も見ますと、それぞれの建設、設計はもちろんその専門でしょうし、そして、維持管理運営という形のところを、企業体という形で、それぞれの得意分野の契約になるのか。そのことについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

詳細はこれからなのですが、基本的にはまとめた形、ただ、維持管理の部分については指定管理というふうな手法になろうかと思いますので、その部分はまた別途になるのかな、契約上はですね、ただ、合わせた形で進めていきたいというふうに考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

先ほど答弁の中にもありましたように、コミュニティーの交流の場、集まることによってさまざまなコミュニティーが生まれる、交流を深める場という、今まで私たちが頭の中にある公民館という設定とは違うものというのが、だんだん姿がわかってきている。コミュニティーセンター的な、そういった施設というふうになっていくのかなという。

そうなったときにですね、一つの例として指定管理ということは、今本当にそういう指定管理というのがどんどん、自治法の改正で平成15年に公民館法も枠を改正をして、自由にそういったところも指定管理ということもできると。そして、料金設定とかそういうことも可能であるというような、そういう形になってきておりますよね。特にやはりそういう自由度といいますか、人材もそうですし、そういうコミュニティー施設として、町民にとっては非常に期待のできる、そういう施設になり得るといふふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

今、議員ご指摘のとおり、まさにそういった、公民館、図書館複合施設という位置づけでの建設にはなるわけですがけれども、そういった新たなコミュニティーセンター的な機能を備えたものというふうに考えてもらって結構だと思います。まさにそれを目指してよりよいものというこ

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

12月の会議のところで、指定管理期間はということをお聞きしまして、後で訂正になって5年ということでお伺いしました。

ただ、この指定管理という規定もあるようなのですけれども、コストの平準化とかそういうこ

とも図れるということなのでしょうけれども、ほかの例を見たときに、どうなのでしょうね、この受けた会社あるいは企業体がそういった業務を行っていく上で、早く言えば2年は、そして残りの3年が、という契約になっていくということで、長いところは結構長いという、そういったところもあるようですけれども、まずやっぱり5年という指定管理の契約になるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

前の12月会議のところでは5年というお話をしましたが、現状では一応5年という考え方でおりました。今お話ありましたとおり、設計建設の2年間含めた形ということでございます。それから3年プラスして5年と。受け手側としては、極力長く安定的にというか、年数を確保できれば、契約額も年単位にしろ大きな額になるのだけれども、ただ、そうなるとその後の、例えば10年にした場合、では10年間そこだけで終わりなのかとか、いろいろなことがありますので、それらも加味した上で5年間というふうに今考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それで、年間5,000万という指定管理料というふうに伺っているところなのではございますけれども、会社で行う運営について、やはりその中に料金、貸し館ではないのでしょうか、そういったところも発生してきますよね。そういった、協定書の中にそういうことも入れていくのでしょうか、ちょっとこの質問の中にも一つ入れてありますけれども、この条例という形で上限というか、そういった規定料金というか、そういうことも含めた条例をやっぱりつくった上での募集というようなやり方もあるように聞いておりますけれども、それはうちの場合はよろしいのでしょうか。契約をした時点で、契約した段階で設置条例をつくるという解釈でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

現時点ではその契約の締結時点に合わせて条例化もということで、今、事業スケジュールを組んでいるところです。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

そうなりますと、利用料金の収入とかも、これも地方自治法のほうでそれも許容されているというところもあるようですけれども、これはもちろん会社ですので、そういった収支とか、そういったことを考えた上で運営をしていただくような形になるのでしょうか、そういったところを町としてもきちんと把握した上で、協定内容をつくっていただければなというふうに考えております。

それから、運営についての、やはり住民が、平泉の町民が今後そこに、3年後の開設に向けて、今回のことで皆さんいろいろ関心を持たれたということもあるのでしょうかけれども、もちろん完成後は公民館運営審議会とか、そういった組織はもちろんつくっていくわけですね。ただ、ちょっとよくまだその辺の、民間の運営となった場合の、その形がよくわからないのですが、その辺はそういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

町の施設として建設します。それで、管理運営についても町で指定管理をお願いするという形になります。ですので、基本的には町のそういった社会教育施設というか、もしくは公の施設という位置づけ、どちらかになるということなのですが、基本的に町の施設でありますので、町で基本的なところを決めた上で管理の部分はお願いする分はお願いするということになるということです。あくまで基本的なところは貸し館業務が主体になろうかと、公民館部分ではですね。図書館については運営の部分も入りますけれども。ただ、町として社会教育自体は当然、町とか教育委員会として担う部分は当然ありますので、そのところの基本的なのは町社会教育主事が対応するし、あとはすみ分けをして、カルチャー的な講座の部分で、趣味的なところですね、管理運営のところ講座のほうをどの程度できるかとかというのはこれからになりますけれども、そのすみ分けはきちっとして、町としての対応はきちっとやっていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

業者の選定に係るところで、いろんな事例があるようなのですけれども、町民、市民の活動団体の交流や連携、そして町民活動に関する情報の収集と発信、町民活動の支援と普及啓発というような、そういう町民自身の活動について、一般的には公共性が高いようなことについては、業者のほうから、これは町として行うべきではないかというような質問もあるということも、ちょっと例として聞いているところなのですけれども、やはりその辺の、さっき次長もおっしゃいましたけれども、すみ分けの部分ですね。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

あくまで社会教育施設としての機能を有した施設を建設していくわけなので、その、基本的に町として社会教育を担わなければならない部分は絶対ありますので、人づくりだったり、地域づくりだったり、今だとまちづくりまで入ってくる。首長部局とも合わせた形ですが、そういった形になりますので、その辺はまさにそのための施設にしていきたいというふうに考えております。

ただ、もう一つは、管理、民間の力というところは、コスト縮減効果だったり、そういったようなのをパッケージ化して、民間のノウハウをうまくその辺は適用して、活力をさらに高めたいということでのこの手法になっておりますので、その辺はご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

その辺は本当に、趣旨の中に民間のノウハウ、民間の人材とか、そういった能力を非常に有効に使っていただける、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、町の職員、社会教育主事の方をきちんと置いていただいて、その当局との連携をうまくやっていただくということでは安心できるのかなというふうに思っているところでございます。

それで、町の住民がそこに参画できるという部分を、やっぱり今、これをチャンスに考えていければなと思うのですが、ちょっといろいろ調べてみたところ、サポーター制度とかですね、住民サポーターという形でその建物の事業をサポートできる組織、団体をつくっていくというようなところもあるようです。なので、やはりそんなことも含めながら、完成の平成34年までの間にそういうことも考えていただければいいのかなと思うのですが、そういう、公運審とはまた別な形で住民サイドのそういった組織づくりも必要かと思うのですが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

公民館運営審議協議会というようなお話をいただきました。

現時点では、今の公民館部分につきましては、社会教育委員さん方に公民館、図書館の部分の運営のところも会議の中で説明しながら進めているという。前は必置規定だったのが、審議会はですね、置くことができるというような形になったときに、社会教育委員さん方でその分を、まとめて会議で検討していただきながら運営しているという段階です。

それで、新しい施設につきましても、検討まさにこれからなのですが、そういった、名称は別といたしましても、利用者団体の方々の声を聞く場というのは当然必要だということですし、ただ、それは町として、教育委員会としてそれは受けた上で、あとは民間事業者にも入ってもらった中で、よりよい運営のためにということで、そういった会議の設置については検討していきたいというふうに考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

その中に、最初のほうでも話したのですけれども、それぞれの契約を結ぶ相手として、NPO 団体とか、そういったところも一つの企業体の中に入っているという事例もあるようですけれど

も、あとは図書館についてはそういう企業さん、それから子育てについてはこの企業さんみたいな形で、そこにやはりNPOの活動している人たちが、ただ、それぐらい力を持ったNPOであればいいのでしょうかけれども、それはちょっと平泉の場合はどうかなのところもあるのですが、そういったところも含めた企業体ということが本来は理想的なのではないかなと思うのですが、やはりそれが町民にとっては身近な運営体になるというふうに思うのですが、もちろん理想とすれば、指定管理を結ぶのは地元のまちづくりをしている団体とか、そういったところが指定管理を受けて、そういったところを運営していくというのが本当は理想かなと思うのですが、それはなかなか難しいのかなとは思いますが、なるべく町民に近い位置の企業さんに入っていて、今回は運営までの契約を結ぶことになるわけですから、そこをまず考慮していただく形を望んでいるところなのですが、そこはいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

アドバイザー業務の中で民間事業者の募集ということで、ヒアリング等も実施しながら今進めているというところです。

それで、今お話のありました、より身近なというか、県内とかという企業、団体さんとかにかかわってもらえれば、より身近に、町内は無理としてもですね、そういった形にもなるかなというのも一つの考え方だというふうに思います。

それで、アドバイザーの業者ともお話はしているのですが、県内の業者さん、企業さんとか、声かけをいただきながら、連携しながら取り組んでいただけたところがあるのかなのかというようなことで、探りを入れてもらいながらという表現が適切かどうかはあれですが、それらも含めて、一応提案としてはより身近なというか、県内の企業さんなんかに声かけをしていただきながら、より身近な形で声が届きやすいような形というのはお願いしているところではありますが、いずれ事業者募集はこれからですので、その辺どうなるかというのは、ちょっと不安なところはあります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

一番最初にDBOの説明を受けたときに、市場調査をしたところ、手を挙げてくれる企業が幾つかありますという、そういった説明も受けておりますので、予測としてはあるだろうというふうに解釈してよろしいですね。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

現状の業務委託の中ではぜひその方向でお願いしたいということで、今募集に向けて取り組んでいるところです。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、次の質問に移ります。

協働のまちづくりについてということで、まず、平泉の町の中で、自治会として自治会登録をしている行政区が幾つあるか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ちょっと自治会として登録という意味合いが……。

（「すみません。地縁団体をつくっている…」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

何カ所かなさっているところがあるというふうなことは聞いていますけれども、ちょっと全体の数の把握はしておりません。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ここにも、質問の中にも書いておりますけれども、総合計画、8年前につくった時点の状況と、それから、今後新しい総合計画、10年という間に、やはり町の状況も随分変わってきているということだと思えます。

当初、平泉町も協働のまちづくりという計画をつくっているというふうに認識しておりますが、平成25年ごろにつくっておりましたでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

当町として、協働のまちづくりの行動指針という形で、平成24年度に策定はしております。ただ、これは年次計画を持つての計画ではございませんで、町民としてこういう形で行動していこうというふうな、概念的な指針でそれを定めたということでございまして、年次計画等を持っているということではございません。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

さきにもお話ししたように、各行政区の中で、集落といいますか、今ここに21行政区の高齢化率があるわけなのですけれども、やはり限界集落という、準限界集落という言い方になるのでし

ようけれども、やはり高齢化率が65歳以上が45%、ちょっとこれ古い、2年たっていますので、50%に近い高齢化率になっている地域もあるようです。平泉町全体でも36%と。そして、地域によっては非常な格差があるというふうに思っております。

やっぱり特に思うことは、本当に平泉、各行政区ごとに、人口がもちろん減っていくということは、これは抑えられないことで、さっきの同僚議員の質問に対しても、やはり小さくなるということは、これはもう抑えられない。ただ、その中でやっぱり持続可能な地域をつくっていくということは町長も、今回初めてとおっしゃいましたが、町長の所信表明の中で協働のまちづくりという、そういうところが一番最初に施策として出てきているのではないかなと思います。

やはり各行政区自身が、今のこの時期は、次は誰が役員になるのかと、そういったところを本当に戦々恐々としながら、地域のことで頭を悩ませているところではあると思います。では、どうすればいいのかということで、せっかく協働のまちづくりということで、そういった行動指針をつくった時期もあったわけですね。そして、2年後の総合計画に向けて、協働のまちづくりという形のやはり計画ですか、実施計画も、やっぱりきちんとした目標を決めた実施計画をつくるべきではないかと思うのですが、このことについて、もちろん上位計画は総合計画です。ただ、協働のまちづくりという、そういったことをやっぱり町民自分自身が、町民自身が自分たちの地域の課題を解決していく方法を、やっぱり何かの指針を含めて考えていく時期ではないのかなというふうに思うのですね。

さっき町長の答弁にもありましたけれども、それは非常に難しいことだという答弁はいただいております。ですが、やはりそこについて、この平成31年、平成32年のところで、そういった各地域の大変なところを、そこを自分たちで、地域共同体という形のつくり方でもよろしいと思いますし、行政が旗振るだけではなかなか地域は、自分たちではなかなか立っていかないということもあると思いますが、そこを一つの計画としてつくるべきではないかと思いますが、このことについていかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘のとおり人口減少は進んでいくものかなとは思っていますが、当町の人口減少のスピードというものは、一関に比べると非常にカーブは緩やかかなというふうには考えています。ただ、その中で、やはり町民みずからがという話で、議員もおっしゃっているとおりでございます。この平成24年につくった指針の中の一番最初は何かといいますと、町民の意識というものを変えていかなければいけない。これは行政が変えるものかもしれませんが、町民の皆様がみずから変わっていくということもあろうかと思っております。そういう形の社会に続けていく必要がある。

これは非常に難しいことだろうと思っております。たくさんところで出されておる、地域づくりが成功しているというかなり過疎の地区の話も聞いていますし、2年ほど前は、役場の仕事で

はなくて、島根県海士町というところにも別件で行ったことがありましたけれども、やはりかなり厳しい状況だと。現実にマスコミ等でもはやされてはいて、成功例としていますが、現実はかなり厳しい。ですから、当町の場合では、やはり利便性もあるし、そういうところを含めて、皆さんがどういうものを望んでいるのかというものをやはり集約するところからかなと思っています。

それで、先ほど町長も答えたとおりでございますが、ことしは総合計画をつくる2年間のうちの1年目になっておりますので、10年ほど前、8年前ですか、につくったときには1,000人アンケートというものを行いましたけれども、町民の皆様が積極的に意見を寄せていただき、そういう環境づくりをしていきたいというふうに思っています。やはりそこからスタートしないと一歩も進めないのではないかなと思っていますので、少なくとも役場で今後行ういろんな会議では、できるだけ皆さんがしゃべりやすいような環境に努めていきたいというふうに思っています。当町としましても、当町から発信するさまざまなもの、ホームページ含めて、広報もですが、さまざま皆様のご意見等を入れて改定をしてきているところですので、ぜひ皆様もご意見等を寄せていただければというふうに思っています。

議員が先ほどおっしゃったように、地域で役員になり手がなく、このようなことでは、ここからいうと一歩も前に進めないのかなと。やっぱりそういう意識をみんなで考えていくような形の社会をつくっていかねばならないのかなと思って、行政で全部できるかどうかは別としまして、皆さんといろいろ考えていかねばまいりたいというふうに思っているところです。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今、課長のいいお話をいただいたように、やはり皆さんで、私たち自身が考えていかねばいけないことだというふうに思っておりますが、前の議会の質問のときでも、やはりそういった一つのプラン、参画プラン、そういうプランをつくる条例ですかね、そういうものがあってしかるべきではないかとお話ししたときに、平泉のようなこういう小さい町は、各21行政区を回れば意見は聞くことができるので、そういった計画までは要らないのだというふうに答弁いただいた記憶があります。ただ、意見を聞くということは、今でも若者会議とか、そういったところで聞かれていると思いますけれども、やはり相互に話し合うという、そういった仕組みがなかなかできていないのではないかなというふうに思っています。各地域で私たちなら婦人会、あるいは母の会、それから自主防災とか、そういった組織はあるのですけれども、そこをつなぐものがないという。そういったところが、今の平泉にとっての課題なのではないかなというふうに思っているところです。

先ほど町長も施政方針の中でお話しされましたように、やはり今一番何が課題かといえば、やはりそういう、私たちが、隣近所の2人が1人になった、1人がゼロになったという、そういった地域の中で暮らしているわけですね。では、今自分が何ができるか、何の支援ができるかといったときに、その方法がわからないという方が大方ではないのかなというふうに思うのです。

よね。だから、こういう言い方もあれなのですけれども、町長のチーム平泉推進計画でも、協働推進計画でもいいですので、一つの実際に動かせる、行動を起こせるような、そういったものがあれば、一つの仕組みとして平泉は何とかなっていくのではないのかな。やっぱり小さくてもきらりと光るといふ、それもありますので、決して縮小することは悲劇ではないというふうに、さつき課長もお話ししておりましたし、その中で、今度できる公民館、そこを中心に、やはり住民みずからが活動できるような、住民みずからが動けるような、そういう仕組みをつくっていく必要があると思いますが、このことについて町長のお話をちょっと、どういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、議員、大変大事なところを一つ、一つって全般的に大事なことですけれども、その中でも最も、地域には婦人会であり、いろんな、ここでいえば行政区のことを指しているというふうに思っていますが、その中でそういう組織があつて、それをつなぐものが課題ではないかという、今、総論的なご質問だと思いますが、しかし、当然そのとおりのかもしれません。しかし、それをつなぐのは、実は協働のまちづくりの中で、やはりそこに住む人たちがその意識をきちっと持っていないと、以前も議会答弁のみならず、プライベートでお話しさせていただいたときも、やはりそういった自分たちの地域、自分たちは今後こうしてやっていくのだという意識を、地域地域がやっぱり議論していかないと、実はその中で、各地域によって婦人会組織あるところもあるし、ないところもあるし、そして青年会組織があつてやっている地域もあります。そういった中で、若いも若きも集まって、そして議論されている地域もあります。もう既に、町中心部でなく周辺区では、みずからやっぱり自分たちで動いていかないと地域は動かないのだということ、動きながら、そして高齢者福祉対策も、そして動き出しております。しかし、自分たちの地域で、例えばあの地域でやっているから、うちのほうでもやろう、しかし、あそこはしっかりメンバーがそろっているからあそこはやれるよね、うちのほうでは無理だよねというお話も聞くこともあります。しかし、そしてやっぱり逃避、逃避という言葉がいいかどうかはありますが、問題を後送りしないで、既にそういう、まさに時が来ているという、そういう認識をやっぱりきちんと持っていていただくということは、やはり町にとってはそういうことは、ただ協働のまちづくりなのだ、あとは地域でやりなさいということではなく、その意識をやっぱりきちっと地域地域によって、そこに入って、それをやっていくということは、特に新年度は大事なところだというふうに思っております。

決して丸投げをして、あとはどうぞ地域で意識を高めてやってくださいということでは全くありません。ただ、今、議員から指摘された部分では、特にそういった意識をやっぱり共有できる、そういう地域と町とのそういう部分は、今後さらに高めて、まさに小さくてもコンパクトだからできる平泉型のそういう地域のあり方を、持続可能な地域をつくるべく奮闘してまいりますので、今後とも議会の皆様のご支援も賜りたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

やはり、いろんなことを、いろんな若い世代も、いろんな試みを行政も仕掛けていただいているところで、本当にそのところは、こういう観光の町ですから、いろんなところに注目もされるので、いわゆる地域おこしは非常にやりやすい町だと思うのですね。ですが、やはり今さっきお話しした、自分たちの身の回りの地域づくりというのは、非常に地味な根気の要る活動だと思います。

なので、やっぱりそういった仕組みをつくったり、投げかけてくれたり、制度をつくってくれるのが、それがいわゆる行政と町民との協働の話し合いという、だからその中心にあるのが、やっぱり話し合いですよ。説明をして、それで済むということではなく、やっぱりそれに対して返してくる、ではこの別な方法もあるのではないかと。双方の意見の交換があって初めて生まれていくものというのもあると思います。

だから、懇切丁寧に説明をしましたと、いつもホームページにも載っていますと、本当にその辺の行政の努力は素晴らしいなとは思いますが、なかなかわからなかったという。コミュニケーションや、私たちが積極的に情報を取りに行くべきなのですが、なかなかそれができないという人たちもいるということをやはり考えていただいた上で、大分前に、各行政区に役場職員の方が1人担当でついたという時代がありましたが、今のようなどころでは大変難しいのかなとは思いますが、いずれそういった協働、ともに働くという、そういう仕組みをやっぱり今後、新しい総合計画に向けてみんなで考えていくべき、それは私たちだけでなく、議員だけでなく、行政でも、普通の町民の人たちにも考えてもらわなければいけないことだ、他人事ではなく、自分のこととして考えていくべきだというふうに思っております。

以上、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時27分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告4番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

通告4番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

通告に従って質問をいたします。

私の質問は、大きく言って2つの項目についてであります。

1つ目の質問は、国民健康保険税についてであります。

その1点は、国民健康保険税の負担の問題です。

青木町長の施政方針で、平成31年度の予算編成について、国民健康保険特別会計について、保険給付費の減額等に伴い、前年度比3.9%減としたと述べております。新年度予算の編成に当たり、国民健康保険税の引き下げの議論がなされたのか伺います。

国保税の2点目は、子供に対する均等割についてであります。

国保世帯では、協会けんぽなどにはない子供の保険税負担が生じます。子供に対する均等割について、減免の検討をしたのか伺います。

大きい質問の項目は、2つ目は新社会教育施設の整備についてです。

その1点は、教育行政方針では、新社会教育施設、すなわち公民館及び図書館の整備について、町民の多様な意見を取り入れながら進めてまいりましたと述べていますが、具体的にはどのように意見を生かす努力を行ったのか伺います。

新社会教育施設整備についての2点目は、公民館や図書館の役割について、どのような認識を持っているのか伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険税についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、新年度予算編成に当たり、国民健康保険税の引き下げの議論がなされたかについてのご質問にお答えをいたします。

平成31年度の予算編成において、国民健康保険特別会計は、保険給付費の減額等に伴い、前年度対比3.9%の減となりました。この主な要因としまして、歳出の大部分を占める保険給付費について、過去5カ年平均と今年度の推移を勘案して算出したところ、対前年5,975万円減の10.2%減となったことが挙げられます。

議員のご質問にあります国保税の引き下げにつきましては、新年度予算編成と連動して議論してまいりました。しかしながら、さきの議会での一般質問でも答弁させていただいておりますとおり、今後予定されております国保税率の統一化の状況や、年度ごとの保険給付費や国保事業費納付金の推移を注視する必要があるため、引き下げについては慎重に判断する必要があると考えております。

次に、国保税の負担軽減のために、子供に対する均等割の減免を検討したかについてのご質問にお答えをいたします。

国保税の負担軽減のために、子供に対する均等割の減免を検討したかについてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、国保税の負担割合が大きくなる要因の一つとして、均等割に基づき世帯内の加入者の増加が考えられます。しかしながら、国保税の標準課税総額の構成は、地方税法第703条の4において、所得割総額が100分の40、資産割総額が100分の10、被保険者均等割総額が100分の35、世帯別平等割総額が100分の15と定められており、均等割のみの引き下げはできないこととなっております。そのため、国保税の負担軽減につきましては、先ほどの質問でも答弁させていただいておりますとおり、均等割のみではなく、現行法の制度に基づき、引き続き検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

それでは、私からは2番目の新社会教育施設の整備についてのご質問にお答えします。

1点目の、町民の多様な意見を取り入れながら進めてまいりましたと述べているが、具体的にはどのように意見を生かす努力を行ったのかというご質問でございますが、町は、社会教育施設のあり方に関して、平成28年に社会教育施設のあり方に関する懇談会を開催し、町内の18団体の代表者の方に今後の社会教育施設についてご意見をいただき、また、平成29年5月から7月にかけて、町内各地区で地域懇談会を開催し、社会教育施設の整備方針について意見聴取を行っております。その後、社会教育施設整備検討委員会は、地域懇談会等における意見の集約を踏まえ、平成29年度に社会教育施設の整備方針をまとめ、公民館、図書館を第1優先とし、基本構想、基本計画の策定をしております。

本年度については、昨年10月に、公民館、図書館利用者を中心に9名の方と、公募し申し込みがありました3名の方で構成しました平泉町新社会教育施設計画懇談会を、10月29日、11月19日、12月18日と3回開催、1月12日には、公民館利用者を中心に約30名で社会教育施設ワークショップを開催しております。

懇談会等で出された意見につきましては、アドバイザー業務を委託している業者及び庁舎内会議において内容を検討し、建設費用も勘案しながら、多くの意見等が反映できるように現在取り組んでいるところであり、3月末には実施方針及び要求水準書案を示してまいりたいと思っております。

次に、(2)の公民館や図書館の役割についてどのような認識を持っているかというご質問にお答えいたします。

まず、公民館につきましては、公民館を規定した社会教育法第20条では、公民館の目的として、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとうたっており、単なる貸し館的な施設ではな

く、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であるということを示しております。一方で、運営については、地域の人々の生活に根差して、地域住民が主人公となって行われるべきとされ、その意味では、住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設ともいえます。

そのような中、時代の移り変わりや住民ニーズの多様化から、生涯学習的要素の事業が多くなってきており、住民みずから自主的な活動の拠点として利用する事例は少なくなっているようにも思われます。実際、サークル活動等の拠点として利用している団体はありますが、その団体が構成員以外の町民を対象とした講座を行うなど、地域住民が主人公となって行われる例は少ないのが現状であります。

一方、図書館は、図書館法によれば、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされています。このことは、図書館は単に本を貸すだけではなく、視聴覚資料等の貸し出し、地域に関する情報の提供や、ビジネスや学習の支援、各種の研修やお話会などのイベント等、地域の人々の学習ニーズに応じ、さまざまな情報を収集し、住民へ提供していく施設であると考えます。

このように、公民館、図書館、それぞれ違った役割を持っていますが、共通することは、住民がみずからのために自主的に利用することができる公の施設であり、その施設を利用することで、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するといった豊かな生活を送るための一助になる役割を持っているものと認識しております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

まず、国保税についてでありますけれども、今回で5回連続、去年の3月からだったと認識していますが、当時は、国保税はこの間の答弁から、町が状況を見てからという、繰り返し答弁ありましたので、そういったところを踏まえて考えていましたので、今回の一般質問通告には予定をしていませんでした。しかし、実はこの間、地元の神社の祭りがありまして、多くの方から国保税の問題を私に言われまして、ある方は、やっぱり国保税高くて大変だと、三枚山議員と会うからということで、その言われたことを私にその日に伝えていただいた方もいます。いずれ、やはりこの国保税の高い、負担の重さというのは、町民の中にやっぱり少なからずあるということを私も改めて認識した。そういうことから、今回通告間際になってこの質問を入れたわけであり

ます。

今の答弁、12月の答弁とまあ同じということなのですが、やはり先ほど言いましたように、これから都道府県単位になって、統一の負担というようなことも言われたりしていますから、町としてもなかなかその見きわめというのは大変だと、安定的な運営ということを考えれば、それはこの間も申し上げてきたとおり、私もわからないわけでありません。

そこでお聞きしたいと思いますけれども、この間、岩手県が統一になってからずっと示していると思うのですけれども、国保税の、県が大体算定した、計算して出した金額というのが出ています。それで、まだ決算は平成29年度ということですが、平成30年度、平成31年度というところでそれぞれ出ていると思いますが、それは幾らになっていますか。お願いいたします。

1人当たりですね。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

あくまでこれは岩手県が国保事業の納付金を算定するための資料でございますが、平成30年度につきましては、1人当たりの保険税額が7万5,369円。平成31年度につきましては、7万1,006円という額で算定してございます。これはあくまでも参考でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

平泉町の国保税1人当たりなのですからけれども、これは決して高くないということだというふうに思います。

それで、今答弁あったように、平成30年度と平成31年度を比較して、4,300円ほどまた安い。あくまでこれは県が示した額であって、調定額なり実際にかかった、課税された1人当たりの保険税とまた違うわけです。ただ、私が言いたいのは、2年続け、平成30年度もでしたけれども、やはり県下では一番低かったり、そして金額的にもまた下がったというのが現実であって、やはり、医療のいろんな保健の努力もあったかもしれませんが、前年度より県が想定している平泉町への保険料というのは安くなったのだというところだけ、まず認識できるなというふうに思います。

そこでなのですからけれども、やはりそういう状況であれば、やはりこの高い国保税、別に私の認識だけではなくて、町民が高いと感じているわけですから、引き続きですね、こういった状況も踏まえて引き下げの努力をしてほしいなということで、次の課題に移りますけれども。

さて、その子供の均等割についてであります。これも12月の議会で石川県の加賀市のことを打ち出しましたが、減免対象でないところでも半分減免というのが加賀市でありました。そして仙台市。

今、各地で3月会議、議会が開かれていますが、県内では宮古市が18歳までの子供の保険料、全面免除と、減免です。ということを出しまして、大体決まりそうだというふうに聞いていました。これは新聞報道でもされたとおりに、ふるさと納税の中で目的を、福祉に使ってくれとか、子育て、保育料を下げるために使ってくれというふうに目的を指定した寄附もあるそうですけれども、その目的を指定した以外の1億4,000万ほどの中から、全体で1億8,000万といたしましたか、平成30年度、そしてその中から目的を持ったものを除いたものの一部で、大体1,800万円をそこから使って減免をするという仕組みだそうであります。

いずれ、こういうふうにまだまだ少数といっても、宮古の場合はこれは全国初めてだそうです、全面免除というのは。そういったことが広がっている状況でありますから、国保税の引き下げとともに、とりわけ仕事は基本的にはしていないというか、税金、収入がない。子供ですからね。私も引き下げということも言ってきたと思います。確かに、この子供の分。減免という言葉も使ってきました。そういう点で、こういった減免も引き続きちょっと深くこの間議論してきたと、予算編成に当たっては議論してきたということなのですが、引き続き深い議論をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

均等割の軽減措置につきましては、これは個別の市町村が財政負担を行いながら導入するものでなく、各自治体の財政力の差などにより、全国どこの地域においても同等な水準で負担をしていくということでございますので、これは平泉町1団体ではちょっとどうにもなりませんので、例えば全国知事会を通じて国に要望を行って、その軽減をぜひやっていただくような取り組みをしていただくようにしたいと思いますし、県のほうでも、先日の2月会議のときにはそういうふうな答弁を知事がしているようでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ、やはり先ほどいろんな、均等割は法律上云々というのは、この間何度もお聞きしましたが、やはりこういった、子供は収入がないわけですから、そういう点で、今子供を産めば、子供が生まれていると3万5,000円ですか、ずっとかかっていくと。2人だと7万円ということで、子供が増えれば増えるほど負担が重くなるということにもなってきますので、この点は引き続き早期に実現できるように議論をいただきたいということです。

それで、国保税についてもう1点です。

やはり下げるということを私は言ってきましたけれども、当然、安定的に運営するという点ではやっぱり苦勞するという中で、その中でも医療費の、かかる医療費、療養費を減らすということは安定的な運営のためにも大事な点だというふうに思います。それで、この間でも高齢化というのが、医療費がかかる要因だということも述べられてきました。それで具体的に早期発見、早期治療が大事なわけです。

都道府県の医療費の低い順というのが、調べましたら埼玉、愛知、千葉、神奈川、東京、そして長野県というふうになっていました。ただ、今言ったのは大都市圏で、調べてみますと高齢化率が低い。つまり若い人が多いから医療費がかからないのだろう。その中で、長野県は6番に入っているということです。一方、その長野県ですけれども、老人医療で見ると、全国の平均よりも14万ほど安いのですよ。つまり一番安いのです。だから、そこにはそういった早期発見、減塩運動なんかもありましたよね。早期治療ということでやってきた結果で、十何年か連続でたしか

ここは低いと思います、医療費が。

そういう点で、この医療費を低くしていくための努力というのが、今度の町長の先ほどの施政方針にもありました。やはりそういった長野などのすぐれた保健活動ですね、この辺も見習うべきではないかということで、新たな取り組みを考えていると聞いたので、具体的にどういったことが考えられていますか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

医療費の削減の関係でございますが、平成31年度の国民健康保険の事業の中の予算の中で取り組んでおりますが、特定健診を受診しやすいように、新たに2つの取り組みをしております。1つ目につきましては、これまで1,500円お支払いいただいていた個人負担金を500円に引き下げ、1,000円引き下げました。料金の軽減を図っておりますし、あと2つ目につきましては、これまでは町で指定する日時、場所で行う集団健診のみでございましたが、一関医師会と契約しまして、平泉町内と、あとは旧一関市内の受け入れ可能な医療機関で個別に受診できるように調整しているところでありまして、多様な受診機会の創出を目指しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

私も下げろ下げろと言っているばかりではなくて、やはりそういった町も努力をしているのだというところは、大いに評価といたしますか、認識をいたしましたし、引き続きそういう点でもいろんな手だて、方策をつくっていただければというふうに思います。

この件で最後になるわけですけれども、2年、3年前になりますか、最初のほうの私の、初めのころの一般質問で、沢内村の例を引いたことがあります。ちょっと長かったです。旧沢内村ですね。深沢晟雄、当時の村長の話でした。

この間で言うと、平泉町でも子供の医療費などは国の基準を上回って無料化を実現してきました。そうするとペナルティーが来たのですね。ただ、入学前がペナルティー解除でしたか、今そうなるって、やはり国も今の子育て支援という考えの中から、そういった支援も強めながら、ペナルティーも解除するという方向になっています。そういう点で、深沢晟雄氏が言ったのは、後から国がついてくるという、そういう話もしたわけですけれども、いずれにせよ、そういった立場からも、国が一般財政から入れてだめとか、いろんなことを言うという話も担当課にも言われたことありますが、やはりそういった立場で、先を走っていくというスタンスで取り組んでいただきたいというふうに思います。

国保税はここままで、それで次は社会教育施設に移りたいというふうに思います。

まず、いろいろ答弁をいただきましたけれども、とりわけ公民館、あるいは図書館の役割について答弁をいただきました。1949年、昭和24年になりますけれども、社会教育法ができて、2006年か何かにはちょっと改正というか、変わりましたけれども、このときの社会教育法ができ

たときに、当時の社会教育課長、当時は文部省だったかもしれませんが、社会教育の自由獲得のために社会教育法は生まれたというふうに国会で答弁をしています。つまり、ここに言われる自由獲得の場所なり施設が、今議論になっている公民館なり図書館なのだというふうに思います。そういう点で、やはりここが大事であって、最初のこの施設はどうだという、基本的にはああいう答弁で間違いはないのですが、さかのぼるとそういう役割が公民館なり図書館にはあるのだというところが非常に大事だというふうに。

そこで伺いたいと思います。同僚議員の質問、私の答弁にもありました、1月のワークショップについてです。いろいろ私も傍聴させていただきましたので、全体は知っているつもりであります、それでいろんなことをやって、どういうホールに求める機能はみたいな話をみんなで話し合っただけにしていくわけですが、最後にその他というところでいろんな意見が出ました。どんな意見が出たか紹介をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

記録が今、手元にありませんので、思い出しながらというふうなことでありますが、まず、ワークショップこれで終わりかという、そういうお話が一番私にとっては胸に刺さる、そういうお話だったなというふうに思っておりました。もっと回数を重ねるべきではないかというふうな話もあったような記憶をしております。それで、言わせっ放しで終わりかみたいな、そんな話もあったのかな。今思い出すとそういうところでもありますけれども、多分いっぱい落ちていると思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

大体そんな話だったと思うのですが、紫波町は100回もやったとか、そういったことも、それから、そのワークショップそのものをその1月に開いたことについても、この集まり自体が意味がないのではないかという意見も確かに出ました。

としますと、今月中には仕様書、要求水準というか、出るという話なのですが、そういう意見が出て、その後にもまとめの集まりもやったということなのですが、そういった思いをした方々の気持ちというのは、その後納得といいますか、理解といいますか、得られたのですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

そこに集まっていたいただいた方々の気持ち、思いということ、直接的に私は聞く機会はありませんでしたのでわかりませんが、ワークショップのまとめを、それぞれの項目に従って担当者がかなり細かに全ての意見を全部整理をして、例えば少しお話しさせていただきますが、社会教育施設のイメージとして持っているイメージはどういうことですかというふうなところから

ワークショップは始まったと思います。その後に、それぞれの部屋のどういう機能、あるいは設備、施設設備、そういったことについてもお話をいただきました。

中で、例えば分類として分けたのは、交流の視点でイメージする、それから学びの視点で、活動の視点でというふうな分け方をしながら、それぞれの項目についてまとめていたところであり、そういうようなことについて、現在進めている要求水準書に全て盛り込むことは不可能だと思いますけれども、ダブっていることもあったり、あるいは先ほど申しましたように、物によっては全く対立する意見もあった場合もあるわけではありますが、そういったことも含めて、極力水準書のほうに盛り込めるようにというふうなことで、今作業を進めているということでもあります。

ちょっと答えになっていないかもしれません。

議長（佐藤孝悟君）

ここであらかじめ申し上げておきますが、本日の会議は予定の日程が終了しておりませんので、このまま延長したいと思います。ご了承願います。

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

結局、最初の質問に対しての答弁では、いろいろ意見を聞いたりやってきたということなのですが、少なくとも私もその後もいろいろ聞くと、とりわけ、町民全体の施設ではありますけれども、日常的に使うのは公民館利用者に限定される場所かもしれません。多いわけですが、やっぱりそういった中では、なかなかどうも自分たちの願いとか要望というのがどのぐらい届くのかという疑問があると思うのですね。だから、やはりこの間の経過を見ると、最初の答弁にあったように、努力はしてきたということなのでしょうけれども、それはまだまだ途上ではないかと。十分町民の皆さんの理解を得るに至っていないのだろうというふうに思う。

そこでなのですが、ただ、やはりこれは全体として対立する問題ではなくて、町、それから利用者、町民、それから議会、我々もなのですが、いいものをつくるという点では全く一致をしているのだと思うのです。だからやっぱりそこが大事だというふうに思うのです。

そこで、今月中に出てくると、大体こういう形のものというのがある。今後、そのワークショップの中でも出たような町民の要望、意見というのを取り上げる、新しい施設に反映をさせていくというその努力、町、教育委員会としてというのは、どのような形で、今後意見を聞くのは終わりということなのですか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

この社会教育施設の整備については、平成30年3月に基本構想、基本計画を議員の皆様にもお示したところでありますけれども、そこから具体的に進めてきているところであります。そして、最終年度を平成34年には完成に持っていきたいというふうなことでやっているわけであり、

先ほど議員のほうからお話ありましたように、ワークショップの中では、ある町では100回ワークショップやったというお話もお聞きしました。ただ、回数をすごく重ねるということは確かに深みがあるというか、中身が濃いものになるというふうには思いますけれども、一方では、この社会教育施設を建設というふうな話が出た中では、例えば図書館は耐震化で大変心配がある、公民館も耐震は何とかクリアしているようだけれども古いといったような中で、最近の話では、例えばマグニチュード7以上の地震がまたこの三陸に来るというふうな、そんなことも伝わってきている、そういった中で、そうそう長い時間をかけてもいられないのではないかと、ニーズもあるというようなことで、このスケジュールができていくというふうなことが一つというふうに思います。

そういったような中で、極力町民の方々からということで、先ほどお話ししたような流れでもって意見をいただいているわけでありましてけれども、今後ですが、3月末に要求水準書の案が公表されるということでありまして、当然その中では議会に対する説明とか、教育委員会議の中でご説明を申し上げるというふうな場もというふうなことでありますし、6月あたりをめどにして、その水準書の案ではなくて成案といいますか、それを公表するという形で、次のほうにステップが進んでいくというふうなことになります。そういったような中でですが、改めてまた広く町民の方々に集まっていただいてワークショップだとか、あるいは公表というふうな、会を持つというふうなことはちょっと難しいだろうというふうに思いますが、最終的には優先交渉権者、いわゆる建設する民間の事業者が募集で決まるというふうな状況がありますので、具体的にはその後の中で、具体的にそれぞれその業者がどのようなアイデアを出して、こういうふうな内容にというふうなことで出てくると思っていますので、そういった公表があった段階で、また皆さんからお話をお聞きするという場面がつかれるのではないかなと、そんなふうに思っています。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

懇談会でも説明をしたとか、今は今年の3月議会の話も出ましたが、今年の3月にDBO提案されて、5月に急遽決まったというのが経過であって、議会ではいろんな議論を、異論が出たのも事実であります。その懇談会というのは、実はDBOが確定する以前の話なのですよ、実際は。こういう方式でやりますよと、それから、複合施設ですよというのは確かに言ってきました。私も何カ所にも参加しましたので。DBO方式というか、そんなことも出たのは事実であります。ただ、私も、私はですか、そのDBOという新しい手法がやはり十分理解できなかったと、私もありました。そういう中で、町民全体の中で、そういったところがちゃんと伝わったのかというのは甚だ疑問なのであります。

そこで、やっぱり私が考えるのには、当初、先ほどのワークショップの中では、あの時点で私はどちらかというソフトというか、運営上の問題というのをすごく心配したわけです。公民館という社会教育施設が民営化というか、資本というか、利潤追求というか、そういったところに委ねられるのか。一関でも公民館が市民センターに変わって、地域に人がいるところはたいした

いいようですけれども、それなりに、ただ、それはそもそも社会教育法が出たり、そこでうたっている大事な点が本当に果たされるのか、町として、というのが心配したのですが、そのワークショップ聞いて、いわゆるハードというか、建物の構造なり間取り、いろんな意見について、利用者、こないだのワークショップはとりわけ利用者の中で、その要望する意見がどれだけ届くのかなという疑問を新たに私は持ったのです。だから、運営上の問題、それから建物そのもの、間取りとかその中身ですよ。

いいものをつくるという場合に、やはり町民の声を聞く、どれだけ聞くかというところにかかってくるのですよね。先ほど、あと全体広く聞くのはなかなか困難だということなのですが、やはり平成33年度完成、平成34年度、平成も終わるのですけれども、開所ということになると、そこに結局全体のスケジュールを、お尻を切ったというか、タイトにする、きつくしてしまう要因があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

ちょっとどこから話したらいいかまとまりませんが、今回の施設整備に向けての中で、例えば私の耳にいろんなご意見が伝わってくるわけでありましてけれども、例えば、隣の市にもありますけれども、民間が運営するカルチャースクール的なものがありますね。例えばお花の講座がありますよとか、踊りの講座がありますよ、そういうのをいっぱい並べて、どうぞお金出せば週何回何カ月間というふうな。平泉が考えているというか、つくるのはそういったものなのかというふうな批判をいただきました。違うと、私は。直接まだその方と話していませんからあれですが、そういう声に対しては、そういうものではないというふうな考え方でおります。

なぜならば、例えば社会教育主事を1人配置をするという、その意味合いは、単にカルチャースクール的な講座開設だけのものであれば、社会教育主事も何も要らないのかもしれませんが。任せれば、全て丸投げで任せればいいわけでありまして。我々が願っているのは、そういう講座的な部分については、民間の業者のノウハウはたくさんあるでしょうから、それでいろんな町民のニーズに応えるようなものは、お店を開くことは可能であると。一方では、まさにこれからの平泉の社会教育をどう考えるかというふうなことを考えたときに、いわゆる課題解決をどうするかというふうな、これから、例えば役場が全てやるのではなくて、住民がどんどん減っていく中でも、自分たちの町をどうするかということのみずから考えるというような場として、この施設を使いながら集って、そして行動化していくというふうなことが、これからの本来の社会教育ではないか。そういう部分を担うというふうなことは、まさにこれから開設までの間の中でいろいろ論議をしていくというふうな時間は十分あるであろうというふうに思っているところであります。

先日の町民の集いでも、私が10分ぐらいいただいておりますのですけれども、全世代型平泉学の取り組みをこれから推進したいという、その大きな目玉は、子供たちの今まで平泉学として取り組んでいた、きた、そういう実績はあるわけですが、何とかそれを地域の中で、あるいは大人の社会の中で課題解決型学習をぜひ進めていきたいと。例えばそれが自然だったり、環境だ

ったり、人権だったり、男女共同参画であったり、伝統文化であったり、そういったようなことは、自分たちの町を自分たちみずから考えて、これについてはやっ払いこうというふうな、そういうような形の社会教育の、まさに拠点としてつくるのが可能なのではないか。そういうような、夢かもしれませんが、まさにこれからスタートであります、そんなふうなことを考えていくということが、これからできる施設を使った、あるいはそこに集った形で、皆さんで考えていくというふうなものにしたいなというふうに思っているところであります。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

幾つか具体的にちょっと聞いていきたいと思うのですが、今今、教育長から主事を1人置くと、前段の同僚議員の質問に対してもそういう話が出ましたが、平泉の図書館条例には、公民館に館長その他必要な職員を置くというふうになっていますし、教育基本法の中でも、置かなければならないというふうには今はなっていないとは思いますが。ということは、公民館長は置かないということでもいいのですか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

新しい施設は施設長というふうなトップがいるというふうな形になりますが、それは当然のことながら、事業者の中で誰かを配置するというふうな形で、全体的な、例えば公民館事業、図書館事業について全体を統括するというふうなことになろうかと、そのように思います。ですから、公民館長というそういう職はなくなるというふうに考えていいのではないかなと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

今、平泉公民館は正規職員といいますが、公民館長と主事1人というところで間違いはないですか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

正規職員はそのとおりでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いい施設をつくるという話も言いましたが、結局後退するわけですね、人の配置という点では。やはりそこに私は心配があるのだなということです。

もう一つ、よく言われるのは、いわゆるホールの問題です。文化ホールというのが。皆さん言

っているのは、私もそう思っていたのですが、いわゆる旧川崎村、今は川崎市民センターといます。あそこは230の椅子がある、こういう傾斜になったちゃんとしたいわゆる文化ホールだと思うんですが、そういう施設というのは想定されているのですか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今の質問に対する答えの前に少しだけつけ加えさせていただきますが、今、公民館には館長と、それから職員と2人体制だと、正規2人体制だということになります。それが、先ほど私答弁して、1人社会教育主事を置くというふうな形で、後退するのではないかというふうなお話ですが、そのあたりについても、まだ庁舎内で論議を深めておりません。つまり、その2人、今、公民館の職員としている方々をどのように配置するかというふうなことについては、これは庁舎全体で考えていかなければならない問題でしょうから、あるいはそれが2人になるのかというふうなことについては、私の判断ではできませんので、できるだけ充実させるという意味では、人が多いほうが良いというふうなことはそのとおりだと思いますけれども、今後の問題だというふうに思っております。

それから、肝心の質問であります、川崎のホールみたいな固定席の、230席ですか、そういうような形のものというふうなことは考えておりません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

さっき教育長が町民の集いの話、生涯学習の話が出ました。私も参加させていただきました、途中まででしたが。前の日ですか、芸術団体の芸術発表が同じ場でありました。この間、この社会教育施設の関係の説明の中で、いわゆる遺産センターとそれから小学校とか、今度新しくつくるの、使い分けという話もされてきました。それで、この2日、2月の、聞いたときにあれっと思ったというか、ちなみにあそこは控室というのはあるのですか。小学校の体育館ですけれども、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ご覧いただいたように、紅白幕でバスケットのゴールにぶら下げて、そして仕切ってそこを控室、楽屋というふうな形で使っているというのが実態でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

やはり町長の施政方針の中ですか、あつたと思うのですけれども、「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」ということで、本当に文化をおりなす、800年、900年という歴史を持つ平

泉で、実は控室というのは出演者の控室なのですけれども、今、教育長が答弁したとおりなのです。私もそういう視点で見たことはなかったのですが、今回そういう視点で見れば、発表しているうちに楽器の音も聞こえてくる、それは人数が何十人と控室にいるわけですから、出演者が、次の、そうすると声も聞こえてくるわけですね。舞台に立ったことはありませんので、そのときに演技をしている皆さんがどういうふうな音が聞こえたかはわかりませんが、せつかく何回か、あるいは1年か、1年に1回の発表の場でしょうか、平泉とすれば。そういうときに、本当に集中してできるのかなとか、それから音響もです。とりわけ神楽の場合は太鼓で音も響くわけです。音が割れるわけですね。本当に文化芸術、芸能、そういうのを発表する場としては余りにも不十分だなと思ったわけですよ。

それで、多分いろんなそういうことを活動されている方々は、そういった発表をする場、どうしても欲しいということだと思うのですよね。やはり具体的に、さっき館長の話もしましたが、その要望はずっと出ていたわけですよ。それがなぜ、予算の面と言われればまた別な話もしたいと思うのですが、なぜ反映されないのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

固定席のしっかりしたホール、隣近所にもたくさんあるわけでありますが、そういったような意見も大分前から、体育館、公民館どうするかというその論議の中でもたくさん意見がございました。

今回、そのコンセプトとしているのは、いわゆる多目的に使えるホールという、そういう発想であります。ですから、固定席にしてしまうと、フロアを広く別な形で使うことは不可能になる。完全に固定されていますから、いわゆるステージでの何か発表というふうな、それを見るというふうな、そういったようなホールにしかならないわけで。椅子を払えば大きなフロアで何か別の使い方もできるのではないかと。それも約二百何十席並べればというふうなことです。小学校の体育館よりは半分ぐらいというふうな格好になるかもしれませんが、そういった多様な使い方をするというふうな形のものにしておいたほうが、使い勝手といいますか、さまざまな利用の仕方ができるのではないかと、そのような発想であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

先ほど来言っている、およそ文化という言葉を使うのであれば、私はそういうホールが必要なのだろうと、私が舞台に立つことはないけれども、なのだと思うのですよ。

それでちなみにその川崎、調べてみたら、平成9年、10年で工事をしているのです。川崎のあのホールは。ホールだけではなく、図書館もありますけれども。12億、調べたら。合併したので資料がなくて大変だったのですが、12億700万ほどでしたが、20年ほど前ですから、今はどうだという話になりますけど。それで、敷地の占有率は、たしか平泉は2,825平米くらいだっ

たかな。川崎が2,748平米ぐらいだったと思うのですが、それで、それだけでなく、職員が正規が8人配置していました。図書館ありますからね。大体見たら給料と手当で5,000万ほどですから、多分600万ぐらい、当時そうだろうなと思って、ですので正規。その他に生涯学習指導員というのもちろんと予算に盛っていました。

やはり20年前と今の自治体をめぐる財政の状況というのは当然違います。建物をつくるにも、金額も比較は単純にはできないと思いますが、いずれ三千幾らでしたか、川崎の人口というのは、4,000はなかったかと記憶していますけれども、そういう中でもそういう施設をつくってやってきたわけですね。だから、やはり運営の面でも、建物そのものでも、やはりいいものをつくろうと思えば、今言ったのを全部言いますと確かにお金がかかるわけですよ。ただ、やはり基本は町民の、利用者の声を聞いて、そしてこれはできる、だけれどもこっちはできないということをちゃんと議論しないと、何か知らないけれども新しいものはもしかしたら香りもよくて立派だなと思うかもしれないけれども、むしろ自分たちが思い描いていたものとかけ離れてしまっただけで、何だ前のほうが良かったな、使いやすかったなというふうになっては本末転倒ではないかなと思うわけです。

それで、先ほど同僚議員の答弁の中にもありましたけれども、町長の、あそこはやれる、うちは無理というような協働のまちづくりなりの発言だと思うのですが、やはりそういった、人をつくるといいますか、生涯学習の部分だとも思うのですが、そういう場所こそ図書館なり公民館だと思うのですよ。岩渕教育長が今この部分の先頭に立ってやっているわけですから、やはり町民の声をよく聞くという点で一層努力をしていただきたいわけですよ。

それで、お金の面も言いましたが、結局今、平成33年度完成のいわゆる借金するやつ、そういった制度を使うとか、それからDBOという新しいやり方とか、そういう中で、確かに制約というか、今そこが進んでいるわけですから、なわけですが、ただ、やっぱり今起債を起こそうとする制度も、延びた、ちょっと名前は変わったのですけれども延長されたものなのですよ。だから、今後国としては、それに続く後継の仕組みも出てくるかもしれません。お金の面でも、やはりちょっとお金を出してもこれだけは欲しいなというようなこともあると思うのですよ。だからそこも含めて、期限の問題、それから予算の問題、そういったところも含めて、町民の声を聞くということを重ねて要望したいと思いますがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

旧川崎村のホールの話がありましたが、あのホールができたときに、私は川崎中学校の校長でありました。さんざん活用させていただきました。本当にコンパクトで小ぢんまりとして、あの小さな村にはふさわしいなというふうに思ったことも事実であります。

ただ、あのホールが1年間にどのくらい活用されているか。常に毎年、毎週のように、何とかの演芸会があったり、講演会があったりするわけではないのですね。私記憶しているのは、例えば成人式には使わせてもらいました。いろんな子供たちの発表会もあったりというふうなことで、

小さな村ですから、そこそこ子供たちが集まってやるには一番よかったなという感じはするのですが、すけれども、ああいう固定のホールの中で、かなり照明だ音響だ、それも何年かたてばそれも全て変えなければならないという、そういったことも出てくるというふうなことです。そういったような中で、本当にまさに運営していく後のほうがどんどんかかってくるというふうに感じています。

それは、隣の市の旧町村ごとにそういうホールはたくさんありました。今、それが大変重荷になっているというふうなことも実は聞いているところでもあります。例えば照明機材を一気にかえると2,000万ぐらい。通常の普通の電球とかではだめだと。そこでなければ使えないというものだというふうなことで、それでもう年数たてば、持っていることがすごく負担になって苦しんでいるというふうな実態もあるというふうなことを聞いておりました。

そういったようなことを聞くにつけても、今、時代が違うという話があったわけですが、財政的な面とかさまざまなこと、そして議員おっしゃるように、ご意見としては、やっぱりどうせつくるならばしっかりしたものを、例えばI L Cも来るのだから、あるときにはですね、世界的な講演会もやるような、2,000人ぐらいとか何百人入るようなというふうな話も、実はかつてありましたけれども、果たしてそれでうちが持っていて、しょってやっていけるのかというふうな論議もあったことは事実であります。そういった経緯もあって今に至るというふうなことですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、話がずれてしまいましたけれども、今後、町民の方々のご意見を聞く場というふうなことについては、先ほど申しましたように、水準書が公表されるというふうなことがまず一つですが、そこでは、では公表されたから、それについてああだこうだという場面はちょっと無理なのかなというふうには思いますが、交渉権者が、つまり業者が決まった段階で、より具体的な、今は建物の形も何も全然見えていないわけですから、そういった見えてきた段階で、もう少しこうでないかああでないかというふうな声を聞く場面というのは出てくるのかなと、そんなふうには思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

生涯学習のつどいなどでも、たしか発表会、前の日の芸術の発表は100人ほどだったのかなと。それから、次の日はもうちょっと多かったかなということで、さっきの使い分けで言いますと、230、今、川崎の話もしましたが、そんなに大きくなくてもいいのかもしれませんが、それから、公民館のことになるわけですが、私も40年ほど前かと思えますけれども、やはり公民館というのは、私はやっぱり主事さんがいろんなことをやってもらって、当時まだ女川原発がつくっている最中でしたから、公民館としてそういった企画をして、小学生の子供たちも連れていってこないかということで、当時青年会ですよ、そういったことで、そんなことも取り組んだり、いろんなやっぱり社会、やっぱり社会のことを学ぶという機会は公民館だったわけです。青年会のみならず、婦人会とか老人クラブとか、4 Hクラブというのも昔あったと思うのですが、

やはりそういう、地方自治、住民自治という言葉がありますけれども、そういう力を養っていく場、それが公民館ですし、さっきの文化ホールの件も含めて、やっぱりそこを町民が決めていくのだという点で、引き続き岩淵教育長にはその町民の声を生かす努力を、決意といいますかね、お聞きしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

努力したいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

これはまちづくり課で進めて、そして今は教育委員会に移っているわけですが、やはり本来であれば教育委員会が主体となるべきだったのではないかなというふうに思います。いずれ町長もチーム平泉という話も先ほど出ました。やはりそのチームの中にちゃんとしっかりと町民が入って、まちづくりが進めていくことができるように、重ねて町長にも要望しまして私の質問を終わりたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日6日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時26分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 高 橋 拓 生

同 阿 部 圭 二